

Title	戦後日本と「帝国」再生の条件：憲法、平和条約、安保条約
Author(s)	坂元, 一哉
Citation	阪大法学. 2020, 70(3-4), p. 5-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87303
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

戦後日本と「帝国」再生の条件

——憲法、平和条約、安保条約——

坂 元 一 哉

はじめに

第一章 憲法と「帝国」の生存

第二章 平和条約と「帝国」の独立

第三章 安保条約と「帝国」の安全

おわりに

はじめに

この論文は、第二次世界大戦後の日本の再生を「帝国」の再生ととらえて、その再生に日本国憲法、サンフランシスコ平和条約（対日平和条約）、そして日米安全保障条約が果たした役割を、外交史の観点から総合的に考察するものである^①。

ここでいう「帝国」は、海外領土と他民族支配をともなう帝国のことではない^②。そうした性格を持っていた戦前

の日本、すなわち大日本帝国は、第一次世界大戦後の国際政治の変化、とくに中国のナショナリズム、ソ連の共産主義、米国のリベラリズムの興隆により、その存在を大きく揺さぶられ、ついには第二次世界大戦の敗戦によって崩壊し、再生することはなかった。

またそれは、皇帝が「統治」する国という意味での帝国でもない。第二次世界大戦後の日本は、世襲の天皇（「帝」、Emperor）が国家と国民統合の「象徴」として存在する国という意味での「帝国」として再生した。

戦後日本の再生、それは一九七〇年代までには確たるものになったが、それをあえて「帝国」の再生と呼ぶ理由は、一つには天皇の安全の問題が、その再生の中心問題だったことを議論の前提として確認するためである。

この点、連合国の占領下、終戦連絡事務局長として日々GHQとの折衝にあたった鈴木九萬（ただかつ）は、占領改革で最も懸念されたのは皇室制度の運命だったとしたうえで、

「幸にして、皇室が安泰であり得たことは、暗澹たる敗戦日本における一大光明であり、国民はこれにより大いに勇気づけられ、復興に努力することができた」

と、四半世紀後に回顧している^③。天皇の安全が実際にどの程度、復興に役立ったかをいうのは難しい。しかし、もしそれが確保できないということだったならば、多くの国民の反感と反動によって引き起こされる混乱で、戦後日本の復興が実際よりはるかに困難なものになっていたのは間違いないだろう。

もう一つの理由は、そう呼ぶことで、戦後の日本が、戦前の日本がかかえた国際政治の難問にどう対応したのか、その異同をより鮮明にできると考えるからである。たとえば戦後の日本は、すなわちここでいう「帝国」日本は、

自衛という言葉を極めて限定的なものとして扱ったが、そのことの意義は、大日本帝国における自衛の意味との比較なしには論じにくい。

この論文は、いくつかの例外は別にして、これまで知られてきた資料や、基本文献に基づいている。論じる三つの法と条約について何か新しい知見を提供しようとするものではない。憲法、平和条約、安保条約のなかのいくつかの条文が、戦後日本の生存、独立、安全、そして繁栄にとって持った意味を明らかにし、これらの法と条約を「帝国」再生の条件として、総合的に評価する枠組みの提供を目的にしている。

(1) この論文は日本国際政治学会二〇一六年度研究大会における報告(部会8「帝国の解体と再生(サイクスピコ協定100周年)」)のために提出したペーパーに加筆修正を加えたものである。

(2) 帝国という言葉のさまざまな定義、性格の分析については、山本有三編『帝国の研究』(名古屋大学出版会、二〇〇三年)を参照。

(3) 鈴木九萬監修『日本外交史26・終戦から講和まで』(鹿島研究所出版会、一九七三年)二頁。

第一章 憲法と「帝国」の生存

日本国憲法の第一条は天皇の地位について、

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」

と定め、⁽⁴⁾ 第九条は、戦争と戦力の放棄について、

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

と定めている。⁽⁵⁾

日本国憲法は、第二次世界大戦における日本の敗戦後、連合国が日本を占領するなかで、大日本帝国憲法を改正してつくられたものである（公布は一九四六年一月三日、施行は翌年五月三日）。第一条と第九条を基本的な特徴とし、前者は、大日本帝国憲法が、天皇は日本を「統治」し（大日本帝国憲法第一条）、国の「元首」であり、「統治権ヲ総攬」し、（同第四条）、また「神聖不可侵」な存在である（同第三条）としていたものを、ここにあげたように改正している。後者は、天皇が「陸海軍ヲ統帥」し（同第一条）、「陸海軍ノ編制及常備兵額」を定め（同二二条）、また「戦ヲ宣シ和ヲ講シ」（同二三条）としていた条文を削除し、さらには「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」（同二〇条）という条文も削除して、新しい条文をつくったものである。

周知のように、日本国憲法の草案、すなわち大日本帝国憲法を改正するための最初の草案はGHQ（連合国軍総司令部）によって起草された。それはもちろん異常なことだが、仮に日本政府が草案を書いていたとしても、マッカーサーとGHQはこの二つの条文と同様の条文が入った草案にするよう、日本政府に要求していただろう。マッカーサーはGHQ草案について説明を求めた幣原喜重郎首相に対して、天皇に関する規定と軍に関する規定こそが、草案の基本のかたち（“Basic forms”）だと述べている。⁽⁶⁾

マッカーサーの指示を受け短期間（九日間）で作られたGHQ草案が日本政府（吉田茂外相、松本丞治国務相

ら)に手交されたのは、一九四六年二月一三日のことである。この日、日本側は日本政府の憲法問題調査委員会のなかで委員長の松本國務相がまとめた大日本帝国憲法改正の要点(二月八日にGHQに提出した「憲法改正要綱」)について、GHQの意見を聞くつもりだった。つまり日本政府の憲法改正作業はいずれにしても、マッカーサーとGHQの意向から独立したものではなかったのである。GHQのホイットニー(Courtney Whitney)民政局長を外務大臣公邸に迎えて行われたこの日の会談で日本側は、GHQ側から、全部で一章九二条からなる具体的な憲法改正草案を突然示されて驚愕した。だが逆に、日本が提出した「憲法改正要綱」をGHQ側がそのまま受け入れると確信して会談に臨んでいたわけでもないだろう。

吉田茂は後に、GHQ草案を基にした政府の憲法改正草案ができて上がるまでの過程は、日本にとつて、

「實際上、外国の条約交渉と似たものがあつた。というよりむしろ、条約交渉の場合よりも一層、⁷⁾渉外的⁸⁾ですらあつたともいえよう」

と回顧している。両者のさまざまなりとりのなかで草案ができたということである。

一 国の憲法改正の過程が、吉田のいうように外交交渉にも似た過程(もつとも日本は占領下で外交権を持っていなかったが)をたどることになったのは、この改正が、日本の降伏条件であつたポツダム宣言で約束した非軍事化(「無責任ナル軍国主義」を駆逐、「戦争遂行能力」の破砕、「武装ヲ解除」と、民主化(「民主主義的傾向ノ復活強化」)を実行するために必要となつたからである。むろんポツダム宣言の受諾は、憲法改正を日本に義務づけるものではない。だが米国政府は、SWNCC(國務・陸・海軍三省調整委員会)文書二二八「日本の統治体制の改

革」(一九四六年一月七日)に見られるように、ポツダム宣言のなかの、占領軍は「平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府」が樹立されるまで日本から撤収されないという文言を根拠に、米国は日本の基本法の改正を主張できると考えた。⁽⁸⁾一方日本政府は、政治外交の大局から、国家の基本法たる憲法をマッカーサーとGHQの意向にそって改正、しかも急いで改正することが必要と判断した。

GHQ草案を受けとった後、日本政府がこの草案を基にGHQと交渉しながら作った「憲法改正草案要綱」(一九四六年三月六日)を公表するまでにかかった時間はわずか三週間である。吉田にいわせれば、憲法制定における日本の立場は「消極的」で「漸進的」であったが、GHQの方は「積極的」かつ「抜本的」だった。その対立のなか日本側には不満が大いにあったが、それでも、急進的なGHQ草案を、一院制あるいは土地・資源の国有化などの規定を除いて、ほぼ受け入れた。⁽⁹⁾天皇と軍隊に関する草案の規定もそうだった。そうすることが日本の将来にとって有利と判断したからである。吉田は次のように(およそ一〇年前のことを)回顧している。⁽¹⁰⁾

「当時の連合国との関係において、わが国としての当面の急務は、講和条約を締結し、独立、主権を回復することであり、これがためには、一日も早く民主国家、平和国家たるの実を内外に表明し、その信頼を獲得する必要があるためである。もとより憲法改正は大事なことであるが、右のような客観情勢の下において、立法技術的な面などに、いつまでもこだわっているのは、策を得たものにあらず、その大綱において差支えないならば、改正案を取り纏めるがよい、というのが当局者の心事だったのである。」

吉田は当局者の心事の根底には「国際感覚」(ディプロマチック・センス)が働いていたと述べている。

この引用のなかでは触れられていないが、その「国際感覚」が働くべき、最も重要な問題は天皇の安全の問題だった。一九四六年六月二二日、吉田は貴族院で政府提出の憲法改正案を説明し、次のように述べている。⁽¹¹⁾

「只茲に一言御注意を喚起したいと思ひますのは、単に憲法、国法だけの観点から此の憲法改正案なるものを立案致した次第ではなくて、敗戦の今日に於きまして、如何にして国家を救ひ、如何にして皇室の御安泰を図るか云う観点をも十分考慮致しまして立案致しました次第であります。で従つて各位に於かれましても、憲法論、国法論以外に、現在に於ける国情、国際の情況等より御判断になつて、十分御審議を得たいと思ひます。」

こう述べた吉田は、自由に議論し、慎重に審議してほしいが、日本は外交その他で自由な立場にない。平和主義と民主主義に徹するのが国家を救う方法だと考えて改正案を立案した、と説明して貴族院の理解を求めた。

ポツダム宣言の受諾にあつて日本政府は米政府から、天皇は日本降伏後、連合国最高司令官に従属するが、「最終的な日本政府の形態は、『ポツダム宣言』に従つて、自由に表明される意思により樹立される」との保証を得ていた（「バーンス回答」）。その保証が確かならば、国民の大多数が皇室制度を支持していることから見て、天皇の安全は守られる。

ただ問題は、一九四五年一二月のモスクワ三国（米英ソ）外相会議で設立が決まった、連合国の極東問題処理の方針を決める極東委員（米英ソ中豪など連合国一か国からなる）が、天皇個人の戦争責任問題に対して厳しい見方をとつていて、円滑な占領遂行のために天皇を利用したいマッカーサーの占領政策に容喙する姿勢を取り始めていたことである。

もし天皇が、戦犯指定はともかく、なんらかのかたちで戦争に対する責任を負わされることになれば、それはもちろん、敗戦後も何とか「国体」を維持したい日本政府にとっての一大事になる。だが同時に、GHQの占領政策もとりかえしのつかない打撃を受ける。よく知られているようにマッカーサーは、一九四六年一月二十五日、天皇の戦争責任を問うべきかどうかという米国政府の問いに合わせて、「天皇はすべての日本人を統合する象徴（“He is a symbol which unites all Japanese”）」であり、もし天皇の戦争責任を問い、起訴することになれば、日本人はそれをポツダム宣言に反する背信行為と見なして強く反発し、国内は大騒乱に陥るだろう。そうなれば占領政策の遂行には「百万の軍隊」、「数十万」の行政官が必要になる、と警告する電報を送っている。⁽¹²⁾

天皇の安全を守って占領政策を順調に進めていきたいマッカーサー元帥とGHQにとって極東委員会の動向は大きな懸念材料だった。彼らはそのことを日本政府に率直に伝えて、委員会の機先を制するためにも、GHQが作った草案をすみやかに受け入れるよう日本政府に迫った。たとえばマッカーサーは二月二日、幣原に対して次のように草案の趣旨説明を行っている。⁽¹³⁾

- ① 自分は何としても天皇の安泰を守るべく努力しているが、ワシントンの極東委員会には厳しい意見が出ています。自分もいつまで連合国最高司令官の地位にいるかわからないので不安である。
- ② 米国の案では天皇が帝位につき、憲法の発布も天皇が行う。主権在民を明記したのは、天皇の地位が世襲とただけでなく国民の信頼によってのものであることを明らかにするためだ。
- ③ 軍に関する規定の削除については、日本政府は外国の思惑を考えるべきである。もし軍に関する条項を保持するならば、諸外国は日本がまた戦争のための軍備を復旧すると考えるに違いない。

このマッカーサーの草案説明のおよそ一週間前、GHQが日本側にGHQ草案を手交した際にも、草案作成の実

務責任者であるホイットニー民政局長は、この草案が天皇の安全のために必要と力説している。⁽¹⁴⁾ ホイットニーはさらに、吉田の秘書で外務大臣公邸での会談にも出席した白洲次郎に宛てた書簡（二月一六日付）のなかでも、そのことを繰り返した。マッカーサー元帥は「天皇が伝統に基づき国民の心の中に占めている地位を十分に理解」している。あなたはGHQの改正草案は急進的だという。だが日本政府が思い切った対応をしなければ、「外部から日本に対して」さらに急進的な憲法を押しつけられる可能性がかなりある、そうならば「お渡しした文書『GHQ草案』で最高司令官が保持できるような計っておられる伝統と機構さえも、洗い流す」（「内、引用者、以下同じ」）だろう、というようにである。⁽¹⁵⁾

幣原首相の「国際感覚」は、そうした危険を深刻にとらえるものだった。幣原は二月二二日、前日のマッカーサーの説明を閣議で閣僚に伝えたが、その時の幣原の様子について芦田均厚生大臣は日記に、

「総理は頗る相手『マッカーサー』の態度に理解ある意見を述べられた」

と記している。⁽¹⁶⁾

幣原は、GHQ草案に基づいて作られた政府の憲法改正案を枢密院で説明した際（三月二〇日）には、マッカーサー元帥が極東委員会の動向を見て、同委員会の憲法改正問題への介入を避けるために既成事実を作り上げようと日本政府に改正案作成を急がせたと率直に説明し、そのうえで、改正案ができたことは、

「日本ノ為ニ誠ニ喜ブベキコトデ、若シ時期ヲ失シタ場合ニハ我が皇室ノ御安泰ノ上カラモ極メテ懼ルベキモノ

ガアツタヤウニ思ハレ危機一髪トモ云フベキモノデアツタト思フノデアル」

と述べた。⁽¹⁷⁾

幣原内閣で内閣書記官長を務めた檜橋渡は後に、日本国憲法を「天皇制のための避雷針」と評している。⁽¹⁸⁾ G H Qの草案に基づく短期間（国会や枢密院での審議を含めて公布まで九か月）の憲法改正は、国際社会の危険な暗雲から天皇を守り、天皇の制度を守るという意味で、まさに「危機一髪」の必要措置だったというのである。わかりやすいたとえであり、たしかにこの「避雷針」は、外部（極東委員会）の「雷」から天皇を守ることに役立った。

だが、たとえそうだとしても、そういう「避雷針」を急ごしらえて立てることに対する国内からの不満や批判はどうするのか。松本国務相は、G H Q草案を手交された数日後、ホイットニーに対して、よく検討してみると自分の案とG H Qの草案には最初感じたような大きな違いはない。だがG H Qの草案は、大日本帝国憲法に形式の上で大きな変更を加えることで保守派や中道派を刺激し、その反発とそれにもなう混乱を招く恐れがある。だから「多数ノ国民ニ吞マセ難キ苦キ葉ヲ糖皮ニ包ミテ吞マセントスル」自分の改正案の方がよい、と主張している。⁽¹⁹⁾ たしかに松本が懸念したように、G H Qの急進的な憲法改正の本身に対して保守的な人々の反発が強まれば「避雷針」の土台は揺らぐ。⁽²⁰⁾

この問題は、天皇がG H Q草案に基づく憲法改正に賛成する意向を明確にする、ということとで処理されたといつてよいだろう。実際、吉田は、「象徴」という言葉の取り扱いについて、天皇が幣原首相に対し「象徴でいいではないか」といわれたので、G H Q草案を議論していた内閣がまとまったとし、憲法改正を天皇の「聖断」に基づくものだったと回顧しているのである。⁽²¹⁾ また、G H Q草案に基づく政府の改正案を公表する際には、この改正が天皇

の発議によるものとするための勅語が出された。⁽²²⁾

「朕曩ニポツダム宣言ヲ受諾セルニ伴ヒ日本国政治ノ最終ノ形態ハ日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依リ決定セラルベキモノナルニ鑑ミ日本国民ガ正義ノ自覚ニ依リテ平和ノ生活ヲ享有シ文化ノ向上ヲ希求シ進シテ戦争ヲ抛棄シテ誼ヲ万邦ニ修ムルノ決意ナルヲ念ヒ乃チ国民ノ総意ヲ基調トシ人格ノ基本的権利ヲ尊重スルノ主義ニ則リ憲法ニ根本的ノ改定ヲ加ヘ以テ国家再建ノ礎ヲ定メムコトヲ庶幾フ政府当局其レ克ク朕ノ意ヲ体シ必ズ此ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ」(一九四六年三月六日)

こうした勅語を出すことで、たとえ前文にこの憲法は国民が「制定確立シ」(勅語とともに公表された「帝国憲法改正草案要綱」の文言。日本国憲法では「確定する」となっている)と書いてあっても、そういう憲法を天皇の勅命によって作ったとすることができる。それによってこの憲法改正が大日本帝国憲法の改正手続⁽²³⁾に反するという批判を避けることができる、と政府は考えたのである。

吉田が回顧録のなかで天皇の「聖断」という表現を使ったことはよく知られているが、その重要性は十分に評価されていないように思える。それは一つには、政府がGHQの草案を天皇にはじめて見せたのは、閣議が受け入れを決定した後、一九四六年二月二日のことだった、とする当時の政府関係者(入江俊郎法制局次長)の証言⁽²⁴⁾があるからだろう。もしその証言通りだったとすれば、「聖断」といっても、閣議後に草案を見られてからわずかな時間での判断であり、じっくり検討したうえで「聖断」ではなかった、という印象になる。

だが実際には昭和天皇は、その閣議のおよそ一週間前に、GHQ草案の説明を受けていた、と確実に推定できる

証拠がある。入江相政侍従（当時）の日記である。その一九四六年二月一四日付の記述を見ると、この日の午前、幣原首相が参内し、天皇に一時半、拝謁している。⁽²⁵⁾首相が天皇に長時間、拝謁したというだけの記述だが、何のための拝謁だったかは明白だろう。その日はGHQが、日本政府にGHQ草案を手渡した日の翌日にあたるからである。

実は幣原首相は、この日に先立つ一月二五日、憲法改正の方向性に重大な意味を持つことになったマッカーサー元帥との三時間にわたる会談（二四日）の翌日にも拝謁している。⁽²⁶⁾これまでの研究が指摘するように、この日の会談では天皇と平和主義（戦争放棄）の問題が話し合われ、首相と元帥の間で天皇の安全と平和主義が「パッケージ合意」（五百旗頭真）されたのは間違いないと思われる。⁽²⁷⁾実際、マッカーサーが天皇の戦争責任を問うべきではないという趣旨の電報（前述）を本国政府に打電したのは、まさに幣原との会談の翌日、幣原が天皇に拝謁した日のことだった。

幣原はまた、二月八日、日本政府がGHQに政府の「憲法改正要綱」を提出した日にも天皇に拝謁している。一四日の拝謁の目的がGHQ草案に関する説明以外だったとは考えられない。ちなみに幣原はその日の翌々日（一六日）にも拝謁している。⁽²⁸⁾

忘れてならないのは、日本国憲法は大日本帝国憲法を改正して作られた憲法だということである。大日本帝国憲法の規定では、改正の発議は天皇の勅命によって行うことになっている。天皇を輔弼する立場にある幣原が、憲法改正に関する重大な進展をすぐに天皇に伝えるのは当然のことだろう。

とくに昭和天皇が、憲法改正に強い関心を持たれていたことを考えればなおさらである。天皇は二月七日に政府が作成した「憲法改正要綱」について責任者の松本烝治国務大臣から内奏を受けた後、九日に松本を呼び出し、自

身が考える憲法第一条の改正案⁽²⁹⁾を示すなどされている。

幣原にとって天皇に事態をよく説明することは、改正をスムーズに進めるといふ点からも絶対に欠かせないことだったはずである。先に見たように幣原は、GHQが作った草案を説明する二月二二日の閣議において、「頗る相手「マッカーサー」の態度に理解ある意見」を述べている。これは閣議に諮る前に、天皇にあらかじめ説明していたので、その理解を得ることに自信があったから、と考えればわかりやすいだろう。もしGHQ草案を受け取ってから一週間、何も説明しないで置いて、二二日の閣議が終わった後によりやく天皇にすべての経緯を説明し、裁可を求めるといふようなことをしていれば、その場ですぐに「象徴でいいではないか」という返答を得ることができたとは考えにくい。

一九五一年三月一〇日、幣原はサンフランシスコ平和条約による講和独立を待たずに亡くなった。死の翌月に出版された回顧録（第一部は読売新聞に連載した回顧談をまとめたもの）には、戦争放棄、軍備全廃は自分の発案によるものとの記述がある。だが憲法制定経緯についての具体的な説明については「回顧談として余りに生々しい」として、それを避けている⁽³⁰⁾。そのため幣原が憲法改正に果たした役割についてはさまざま議論を呼んできた。最も多く議論されてきたのは、憲法九条はマッカーサーの発案か、幣原の発案かという問題である⁽³¹⁾。

その問題は重要だがこの論文の関心は、その問題も含めて憲法制定過程に昭和天皇がどのような役割を果たしたかにある。幣原も吉田と同様、吉田が「聖断」と呼ぶような決定的な役割を天皇が果たした、と考えていたのだろうか。

幣原平和財団が幣原の死後に編集発行した『幣原喜重郎』（一九五五年）によれば、幣原は、一九四六年二月二一日、GHQ草案についてマッカーサーの意向を確かめるためマッカーサーと会談した後、その足で参内し、天皇

に意見を求めたという。その際、天皇は敢然として、

「最も徹底的な改革をするがよい。たとへ天皇自身から政治的機能のすべてを剥奪するほどのものであつても、全面的に支持する」

といわれた。それにより幣原は、GHQ草案の受け入れの是非を決める翌日の閣議に臨む覚悟ができたのだとい⁽³²⁾う。だが『幣原喜重郎』のこの下りは関係者の証言に基づくもので、天皇が仮にこういう言葉を述べたとして、それが二月二日だったかどうかは不明である。ただし、天皇がGHQ草案受け入れに積極的な姿勢を示したというのは、幣原自身が亡くなる少し前に、自分の秘書に語ったことと同じである。

「僕は天皇陛下は実に偉い人だと今もしみじみと思っている。マッカーサーの草案を持って天皇のご意見を伺いに行った時、実は陛下に反対されたらどうしようかと内心不安でならなかった。……〈中略〉……しかし心配は無用だった。陛下は言下に、徹底した改革案を作れ、その結果天皇がどうなってもかまわぬ、と言われた。この英断で閣議も納った。終戦の御前会議のときも陛下の御裁断で日本は救われたと言えるが、憲法も陛下の一言が決したと言つてよいだろう。若しあのとき天皇が権力に固執されたらどうなっていたか。恐らく今日天皇はなかったであろう。日本人の常識として天皇が戦争犯罪人になるといふようなことは考えられないであろうが、実際はそんな甘いものではなかった。当初の戦犯リストには冒頭に天皇の名があつたのである。それを外してくれたのは元帥であった。だが元帥の草案に天皇が反対されたなら、情勢は一変していたに違いない。天皇は己を捨てて国民を救お

うとされたのであったが、それに依って天皇制も救われたのである。天皇は誠に英明であった。

正直に言つて憲法は天皇と元帥の聡明と勇断によつて出来たと言つてよい。たとえ象徴とは言え、天皇と元帥が一致しなかつたら天皇制は存続しなかつたらう。危機一髪であったと言えるが、結果において僕は満足し喜んでゐる。⁽³⁴⁾

一九六〇年代になつてからの証言であり、幣原の言葉を細部まで正確に伝えているとは考えにくいですが、それでも吉田のいう「聖断」の实在を傍証する証言といつてよいだろう。

ちなみに憲法制定過程における天皇の役割はマッカーサーも認めるところだった。憲法公布の前月に行われた、天皇と元帥の三回目の会見記録は次のように記している。⁽³⁵⁾

陛下「今回憲法が成立し民主的新日本建設の基礎が確立せられた事は、喜びに堪へない所であります。この憲法成立に際し貴將軍に於て一方ならぬご指導を与えられた事に感謝いたします。」

元帥「陛下の御陰にて憲法は出来上つたのであります（微笑し乍ら）。陛下なくんば憲法も無かつたでありませう。」

大日本帝国憲法下、天皇は元首であり、統治権を総攬する地位にあった。憲法改正のような重大事、天皇自身の地位にかかわる重大事に、天皇の意思はどうか、ということがきわめて重要であったことはあらためていうまでもない。もし天皇が、GHQ草案に基づく憲法改正に、反対はもちろん、不満があつて逡巡されるということになつ

ていたら、タイミングの問題から見て、いまのような憲法への改正が成功しなかった可能性は小さくない。また仮に成功しても、もし占領終了後に、実は天皇は不満だった、閣議で決まったことをやむをえず受け入れられた、といったようなことが伝われば、改正憲法のその後の定着は、難しくなっていただろう。GHQ草案についての天皇の判断が憲法改正に占めた意義は強調されてしかるべきである。

さて、改正された憲法第一条と第九条が、天皇と天皇の制度の安全にとつて「避雷針」の役割を果たし、「帝国」の存続を支えることになったのはそうだととして、「帝国」再生全体にとつてこの二つの条文はどのような意味を持つただろうか。

この点、ここまでGHQ草案を、憲法改正の過程は「渉外的」だったという吉田の回想を踏まえて、この論文で扱う他の二つの条約、つまり平和条約、安保条約と同様、あたかも条約の草案であるかのようにとらえてきたが、GHQ草案に基づいてできあがった法はもちろん条約ではなく憲法である。その改正も解釈の変更も日本国民の意思だけでできる⁽³⁷⁾。そうであるからこそ、第九条のように「戦力不保持」を明記して「帝国」の安全に問題を引き起こすような条文があつても、自らの解釈を基に、自衛のための実力組織である自衛隊を持つことができているのである⁽³⁸⁾。

そのことをまず確認したうえで、第九条から先にいえば、この条文とその政府解釈は、「帝国」の安全を国際協力によってしか全うできないことを確実にしてきたといえるだろう。具体的には米国との協力ということだが、そのことについては「帝国」の独立の問題と合わせて、第三章で検討する。またこの第九条は「帝国」の独立の条件を決めたサンフランシスコ平和条約が懲罰的なものにならなかったことに貢献していると思われる。そのことは次章で検討する。

憲法第九条にもかかわらず、「帝国」は独立後、自衛のための実力組織を持つことができた。第九条にうたう戦争放棄はこの「帝国」の性格であり続けている。だが戦力放棄の方はすでに占領中にGHQの指令により警察予備隊が創られた時から継続が怪しくなった。警察予備隊は占領終了後、保安隊、そして自衛隊に発展し、再軍備がじまったのである。そのことは「帝国」の安全のためにはもちろん必要で望ましいことだったが、憲法九条を持ちながら再軍備をすることは是非について世論は割れた。この世論の分裂は、安全保障の問題を法律論だけで論じてしまうような風潮を生み出すところがあり、「帝国」の安全保障政策の健全な発展にとっては、その後、かなりの障害となった。

憲法第一条の方は「避雷針」としての役割を終えた後、わが国の歴史文化と民主主義を調和させる条文として、まさに戦後民主主義の大黒柱の役割を果たしてきたといえるだろう。第九条のように、それをめぐって世論が分裂することもなかった。

幣原は枢密院で政府の憲法草案を説明した際に、この第一条が、天皇を世襲の威光だけでなく、「国民至高ノ総意」に基づくものとしたので「皇位ノ淵源は之ニ依リ一層深ク其ノ基礎ハ一層確イ」ものとなった。国民が天皇を奉戴する点に意味があり、これにより「皇室ノ御安泰ハ永久ニ保持サルル」ものとなったとの確信を表明している⁽³⁹⁾。ただ、国会における憲法改正審議では、この憲法第一条が「国体」を変えるものかどうかが大きな議論になった。この点、政府は、国家の「政体」としての「国体」は変わるが、国家の「根本特色」としての「国体」は変わらないという説明で議論を乗り切っている⁽⁴⁰⁾。この「根本特色」は、天皇を国民の「憧れの中心 (center of devotion)」にするもの、との説明も行った⁽⁴¹⁾。

天皇は日本国と日本国民統合の象徴であるという第一条は、日本国民が精神的には、普遍的な価値というより、

天皇という歴史文化的に個別特殊な存在によってまとまることを示す、といつてもよいだろう。そうだとすればこの第一条は、戦後の日本が他民族支配をその性格とするような帝国には適さない国家であることをより明確にする条文ともいえる。

日本国憲法の第一条は「帝国」の「政体」を民主化するのに役立ったが、それは天皇が実際の政治権能を持たないことを明確にしたこの第一条（および第四条）が、内閣総理大臣を民選の国会議員のなかから国会議員が選ぶとする規定（第六七条）などとあいまって、議院内閣制の確立を助けたからである。大日本帝国憲法は、議会制度を導入し、議会に予算の審議権を与えるなど、できた当時（一八八九年公布、九〇年施行）としては、それなりに民主主義的で先進的な憲法だった。

しかし行政の責任を負うべき内閣総理大臣は天皇が任命するけれど、どのようにして任命されるかが明確でない（実際には元老の推薦などで任命）など、大石真京都大学名誉教授がいうように、制度的には、「できるだけ議院内閣制の芽を摘むような形で構想し、確定された」ものだった。⁴² そのことが大日本帝国を崩壊に導く大きな要因の一つになったのは間違いない。吉田は衆議院での審議（一九四六年六月二五日）において、次のように述べている。⁴³

「現行憲法『大日本帝国憲法』における如く広汎なる『天皇の』大権事項を規定するにおいては、却つて政府その他の権力者が時に誤つた理念に侵されて、天皇の御名に隠れ、民意を歪曲し、国政を専断し、ややもすれば無謀なる政策を施行せんとして、逆に国家国民を破滅に導き、累の及ぶ所予断を許さざる事態に立至る虞あることを免れませぬ。改正案におきましては、天皇は内閣の助言と承認に依り一定の国務のみを行わせらるることと致しておるのであります、この形態は正に民主主義国政の常道を踏むものであると存するのであります。」

大日本帝国憲法の天皇に関する規定を変えることは、米国にいわれなくても必要なことだったと思われる。

なお憲法改正によって天皇の安全を守ることに関連して、皇族を含む一部の人々のなかには、天皇が大戦の道義的責任をとって退位すべきという考え方もあった。だがそれは、昭和天皇が側近に語ったように、⁽⁴⁾誰が皇位を継承するのかという点で現実的ではなかったし、道義的責任というものはそのとり方にさまざまな考え方があろう。マッカーサーが望むことでもなかったし、何より、もし天皇が戦争責任をとるかたちで退位されるとなれば、国民のなかから強い反発と戸惑いが出て、戦後日本再生の道筋は不明瞭なものになっていただろう。憲法改正と同時に皇室典範も新しくなったが、旧皇室典範同様、そこには退位の規定は盛り込まれていない。それもあるもので、もし退位となれば、できたばかりの改正憲法の定着にも影響する重大な政治問題になっていたのは確実である。

(4) 英文は、The Emperor shall be the symbol of the State and of the unity of the people, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power.

(5) 英文は、Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes. In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

(6) 芦田均『芦田日記・第一巻』(岩波書店、一九八六年)七九頁。

(7) 吉田茂『回想十年(上)』(中公文庫、一九九八年)三五四頁。

(8) 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集・第一巻』(三一書房、一九九一年)六〇頁。この「統治体制の改革」はいわゆるマッカーサー三原則とともにGHQ草案作成の重要な指針となった。この文書は天皇制の存続は日本国民の意思に任せるべきだが現在の形態のままでは政治体制改革の目的に合致しないとするとともに、軍については政府の文官部門が軍部に優越することを規定するように求めている。

- (9) 憲法制定の過程については、佐藤達夫「日本国憲法誕生記」(中公文庫、一九九九年)を参照。
- (10) 吉田、前掲書、三五四―五頁。
- (11) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集・第一巻』(三二書房、一九九一年、以下、大嶽編『資料集』)一三八頁。
- (12) 山極晃、中村政則編『資料日本占領1 天皇制』(大月書店、一九九〇年)四六三―四頁。電報の原文は、国立国家図書館・電子展示会「日本国憲法の誕生」http://www.ndlg.jp/constitution/shiryu/03/064/064_001.html
- (13) 芦田、前掲書、七八―七九頁。
- (14) GHQがまとめた当日の記録の翻訳は、大嶽編『資料集』七五―七九頁。
- (15) 江藤淳・責任編集『占領史録・第3巻(憲法制定経過)』(講談社、一九八二年)二二五―六頁。この書簡は、GHQ草案はあまりにも急進的であるので漸進的に進めたいとする松本丞治ら日本側の反応を伝える白洲の書簡に対する返信として出された。
- (16) 芦田、前掲書、七九頁。
- (17) 大嶽編『資料集』、一〇六頁。
- (18) 佐藤達夫、前掲書、七八頁。檜橋渡「激流に棹さして・わが告白」(翼書院、一九六八年)九八―九頁。檜橋はそれを「救助艇」とも評している。「なぜ總司令部が自分の案を押しつけてきたか。私の考へでは、極東委員会などを中心とする国際情勢が天皇制をやめて日本を共和国にし、共和主義的な憲法を作るという機運が強くなってきたためではないかと思ふ」とにかくあの憲法は、當時の国際的要求「天皇制の廃止」をからうじてくひとめ得た一種の救助艇のようなものと考へてゐる」幣原平和財団『幣原喜重郎』(幣原平和財団、一九五五年)六七八―九頁。
- (19) 「憲法改正説明補充」(一九四六年二月一日、ホイットニーに送付)、江藤、前掲書、二〇四―一〇頁、引用部分は二〇七頁。
- (20) 一九四六年二月二三日の閣議で松本國務相は「独乙、南米等の前例に見て明らかなるが如く外より押つけた憲法は所詮遵守せられるべきものに非ず、混乱とFactionの弄ぶところとなるべし」と述べている。芦田、前掲書、八〇頁。
- (21) 吉田は次のように述べている。憲法改正に関連して「この間、閣議で一番問題になったのは、天皇の地位を表現する象徴という字句であった。これをめぐって、閣僚間に議論百出の有様であったが、幣原総理が陛下に拝謁して、憲法改正

に関する総司令部との折衝頭末を委曲奏上し、陛下のご意向を伺ったところ、陛下親ら『象徴でいいではないか』と仰せられたということで、この報に勇気づけられ、閣僚一同この象徴という字句を了承することとなった。故に、これは全く聖断によって、決つたといつてもよいことである。」吉田茂、前掲書、三五六一七頁。

(22) 大嶽編『資料集』、一〇一頁。

(23) 大日本帝国憲法第七三条は次のように規定する。「將來此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ 2 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス」

(24) 首相は「このような案〔GHQ草案〕の来たことも、いよいよこの案の線で行くということに閣議が決意した二月二日にはじめて申し上げたようである。二月二日に幣原総理はマッカーサーに会い、その翌日閣議決定をして、この案で行くということに決めて、それから同日天皇に拝謁して、ことの経過を奏上した」高柳賢三他編『日本国憲法制定の過程・II 解説』（有斐閣、一九七二年）、九七頁。

(25) 天皇の侍従（後に侍従長）だった入江相政の日記（一九四六年二月一四日付）は次のように始まっている。「二月十四日（木） 晴 暖 六、〇〇〇、三〇〇 いい気持ちで起きる。歩いて出勤。今日はあたたかい。入浴。十時より松本俊一氏の進講、十一時より零時半まで幣原首相拝謁。御文庫に御供して行く。」朝日新聞社編／入江為年監修『入江相政日記 第三卷』（朝日文庫、一九九四年）六八頁。

(26) 『昭和天皇実録』は、「午後三時二十五分、表拝謁ノ間において内閣総理大臣幣原喜重郎に謁を賜い、奏上を受けられる。幣原は、前日聯合國最高司令官ダグラス・マッカーサーと会見し、天皇制維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った」と記している。宮内庁『昭和天皇実録・第十』（東京書籍、二〇一七年）一三三頁。

(27) 五百旗頭真『占領期——首相たちの新日本』（読売新聞社、一九九七年）二〇一頁。二〇〇—二頁も参照。

(28) 『昭和天皇実録・第十』四一頁。

(29) 侍従次長であった木下道雄の日記は天皇から聞いた話としてその内容を次のように記している（二月一二日）。

「憲法第一条乃至第四条について、第一条と第四条とを合併し、大日本帝国は万世一系の天皇、此の憲法の条章により統治すとし、統治権の字を除きては如何と松本に話し置きたり。天皇が統治すと云えば権の字を特に用うる必要なきにあ

らずや、と。このことは閣議の議には出でざりし議論なりと松本は云えり。そもそも第四条は外国憲法の翻訳なりと思うと。」

木下道雄『側近日誌』（文藝春秋、一九九〇年）、一四五頁、一四〇―一六頁（二月七日から一二日付の日誌）も参照。

なお天皇は松本から政府の改正案（憲法改正要綱）を説明された二月七日の時点では、憲法改正は急がなくても改正の意思を表示しておけばよく、改正案は慎重に議論すべき、という考えだったようである。ただそれは、松本案による憲法改正が憲法の部分改正にとどまりそうなことに疑問を持たれたことと思われる。木下侍従次長は天皇の話を次のように伝えている。

「松本は自己の在任中に憲法改正を終了したき意思の如し。これは幣原にも云おうと思うが、左程急がずとも改正の意思を示し置けば足ることにて、改正案は慎重に論議をなさしむべきなり。松本の考えにては現行憲法中、手を触れざる点、則ち、現行のままとしてあるところについて論議が出たときは、議会に其の権能なしとして、これを拒絶する考えなり」とこれは如何なものなりや。」

この「如何なものなりや」という天皇の疑問に対して木下は、「この点は重大なり。憲法中改正か、憲法の改正か、二者何れなりやの議論必ず出さずべし。むしろ憲法改正されては如何」と答えた。同書、一四五頁。

(30) 幣原喜重郎『外交五十年』（中公文庫、一九八六年）二二二頁。

(31) これについて通説は、一月二四日の幣原・マッカーサー会談で、天皇の安全を心配する「幣原が政府の方針として不戦を語り、マッカーサーが憲法条文化した」との解釈である。五百旗頭、前掲書、二〇二頁。当時の多くの関係者（GHQの部員を含む）へのインタビューなどを踏まえて憲法九条とその制定過程の研究を行ってきた西修氏は、はっきりマッカーサー発案説をとっている。西修『証言でつづる日本国憲法の成立経緯』（海竜社、二〇一九年）一八九―九二頁。

(32) 幣原平和財団『幣原喜重郎』（幣原平和財団、一九五五年）六四五頁。

(33) 天皇がそういう意見を述べられたのは、翌二二日の閣議後のこととする見方もある。高柳賢三他編『日本国憲法制定の過程Ⅱ 解説』（有斐閣、一九七二年）九五頁。ただ『幣原喜重郎』は幣原が参内にあたって吉田、樫橋を帯同したと述べているのだが、二二日だと、吉田は幣原参内時にGHQに出かけており、樫橋も、二二日の自分自身の参内を否定する証言をしている。高柳他編、九六頁。とはいえ、二二日に幣原が参内したことを確認できる記録もない。この点はさらに

検討が必要である。

(34) 幣原の秘書(後、衆議院議員、岐阜県知事)だった平野三郎の証言。「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について―平野三郎氏記―」憲法調査会事務局(一九六四年)「憲法調査会資料」国立国会図書館憲政資料室。この証言は、鉄筆編『日本国憲法―9条に込められた魂』(鉄筆、二〇一六年)に収録されている。引用部分は、同書、一四七―八頁。

(35) 「第三回天皇・マッカーサー元帥第三回会見記録」(一九四六年一〇月一六日)、山極、中村編、前掲書、五七二頁。

(36) むろん天皇は国体を守るためにGHQ草案の受け入れを決断したのであり、受け入れないという選択肢は事実上無かったともいえる。ただ、まったく受け入れたいものを受け入れたというわけでもなかったのではないだろうか。木下侍従次長の一九四六年三月六日の日誌によれば、天皇は憲法改正に關し、次のような木下の考えに同調されたという。

「此の度の改正は文章上より見れば頗る面白からぬも、従来天皇の大権と威厳をもって規定しあれど、事實は「陛下が」不本意ながら裁可をなさざる場合もあり、裁可なく拒否さるるは田中内閣倒壊の時の如き(重心プロック攻撃の火の手を挙げしめた―陛下はこれをお自身の失敗なりきと申さる)。むしろかかる虚器を捨てられて、かえって政治家及び国民の精神の指導に自由の天地を得らるることを好ましく考える」木下、前掲書、一六四―五頁。なお天皇はもちろん、第一条とともに第九条も受け入れられたが、本文で引用したマッカーサーとの第三回目の会見では次のように述べている。

「戦争放棄の大理想を掲げた新憲法に日本は何処迄も忠実でありませう。世界の国際情勢を注視しますと、この理想よりは未だに遠い様であります。その国際情勢の下に、戦争放棄を決意実行する日本が危険にさらされる事のない様な世界の到来を、一日も早く見られる様に念願せずに居られませんか。昨年(二〇一九年)八月、初代宮内庁長官を務めた田島道治の日記、『拝謁記』の一部がNHKによって紹介された。それによると昭和天皇は、朝鮮戦争勃発後は再軍備の必要を感じるようになり、吉田茂首相に伝えてよいかどうかと田島に相談されるほどになっていたようである。田島の反対もあり、結局伝えられなかったようだが、一九五二年二月二六日の『拝謁記』は天皇が、「軍備といつても国として独立する以上必要である軍閥がわるいのだ。それをアメリカは何でも軍人ハ全部軍閥だといふ様な考へでア、いふ憲法を作らせるやうにするし」と述べられたとの記述がある。 <https://www3.nhk.or.jp/news/special/emperor-showa/articles/diary-arguments-01.html>

(37) 吉田はGHQ側から「とにかく一応実施して成績を見ることにしてはどうか。日本側諸君は旧憲法の頭で考えるから、とかく異存があるのかもしれないが、実施してみれば、案外うまくゆくということもある。やってみて、どうしても不都合だというならば、適当の時期に再検討し、必要ならば改めればよいではないか」といわれていたと回顧している。吉田、前掲書、三七七頁。

(38) また吉田は、講和独立後、天皇の国事行為を定めた憲法七条を使って衆議院の解散（いわゆる七条解散）に踏み切ったが、それまでGHQ側は、そうしたことができるという憲法解釈に難色を示していた。この間の経緯については吉田、前掲書、三八八―九頁を参照。もちろん、解釈ではなく、条文を改めるとなると、日本国憲法はその改正規定（九六条）が、たとえば国民投票が必要というように、大日本帝国憲法のそれ（七三条）よりもハードルが高く設定されており、GHQ側がいった（前注参照）ように、「必要ならば改めればよい」とは簡単にいかない憲法になっている。

(39) 大嶽編『資料集』、一〇五頁。後に文言が現行憲法第一条のようになるが、一九四六年三月六日に公表された帝国憲法改正草案要綱は、第一条を「天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト」という表現にしていた。大嶽編『資料集』、八九―九〇頁。

(40) 佐藤、前掲書、一六二頁。

(41) 金森徳次郎国務大臣、一九四六年六月二五日の衆議院本会議答弁。金森はこの日の答弁のなかで「水は流れても川は流れない」という有名なたとえを使って「政体」は変わっても「国体」は変わらないのだと説明した。天皇と「国体」に関するいわゆる「金森六原則」については、佐藤、前掲書、二二〇―二二一頁。

(42) 大石眞『日本憲法史』（有斐閣、一九九五年）二四一頁。

(43) 吉田、前掲書、三六四頁。

(44) 木下、前掲書、一六五頁。

第二章 平和条約と「帝国」の独立

一九五二年四月二八日、日本が連合国四八か国との間に結んだサンフランシスコ平和条約が発効した。日本は六

年八か月の長きに渡って続いた連合国の占領を脱し、国際社会に復帰する。「帝国」は、この条約によって講和独立を果たしたのである。

サンフランシスコ平和条約（対日平和条約）の締結（一九五一年九月八日）は、日本がポツダム宣言の降伏条項を実施したことを、米英を中心とする連合国が認めたことを意味するものである。だが平和条約は、ポツダム宣言とは違い、勝者が敗者に押しつけた文書といった色合いが薄く、「和解と信頼」（ジョン・F・ダレス）の条約になった。吉田茂はサンフランシスコ講和会議から帰国する前日、同行した外務省の部下（吉田は当時、首相と外相を兼任）に向かって「国のデイングニティをそこなわぬ」平和条約を得たといつて、喜んだといふ⁽⁴⁵⁾。平和条約は前文に、平和条約を結ぶ理由をこう書いている。

「連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならぬことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望する⁽⁴⁶⁾」

平和条約には、戦争責任についての言及がなかった。条約本文はもちろん、吉田の条約受諾演説⁽⁴⁷⁾にもそれに関する言葉や謝罪の言葉はない⁽⁴⁸⁾。日本に対する軍備制限もない。たしかに日本は領土の四五パーセントを失い、賠償は日本と日本人が海外に有していた在外資産の没収や、東南アジア諸国への賠償など、決して小さくはなかった⁽⁴⁹⁾。だがそれは戦後日本の復興を妨げるようなものではなかったのである。賠償について規定する第一四条の（a）項は

次のようにいう。

「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害又は苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。」

サンフランシスコ平和条約が日本にとって寛大な平和条約になった背景には、もちろん一九五〇年六月に勃発した朝鮮戦争がある。すでに冷戦の到来とともに米国の占領政策は、日本に対する懲罰的姿勢を緩和させていたが、アジアの冷戦を熱戦に変えたこの朝鮮戦争によって、米英を中心とする連合国は日本を旧敵国というより新しい友好国として取り扱う必要をより明確に認識するようになった。⁽⁵⁰⁾

またヴェルサイユ条約の苦い教訓もある。ヴェルサイユ条約による第一次世界大戦の戦後処理はドイツに対する苛酷な平和（巨大な賠償金、軍備制限、ドイツ皇帝は戦争責任を問われた）をもたらしたが、そのことが第二次世界大戦の一大原因になったのは間違いなく、その歴史を繰り返してならないというのが、米英のコンセンサスになっていた。

朝鮮戦争に中華人民共和国が軍事介入し、同国は国連総会で侵略者の烙印をおされた。米中が激しく戦火をまじえるなか、米英は米国が承認を続けている中華民国もまた英国が承認している中華人民共和国もどちらも講和会議に呼ばなかったが、このことも平和条約が日本にとって寛大なものになった理由だろう。

ただそうした要因に加えて、日本政府が占領中、憲法改正などさまざまな困難にもかかわらず、GHQおよび米

国政府との良好な関係の維持強化につとめたことも、寛大な平和条約をもたらした重要な要因だった。終戦直後に書かれた外務省内のある政策文書は、今後の最高方針として、ポツダム宣言の遵守、進歩主義を基調とする民主主義、平和主義、合理主義に基づく政治、経済の社会化を指向し国民の生活確保、改革にあたっての自主性および民族固有の美的伝統の維持などとともに、

「對米協調ニ徹シ相互ノ理解ト信頼感ヲ増大シ帝國更生ノ基礎ヲ強化スヘキ」

ことをあげている（政務局「自主的即決的施策確立要綱・最高方針」一九四五年一〇月九日⁽⁵¹⁾）。

実際、この「對米協調ニ徹シ」た態度こそ、占領下の日本が、連合国との寛大な講和を得るための基本的アプローチになった。吉田は次のように説明している。来るべき講和会議は、ルーズベルト大統領が提唱した無条件降伏方式や、これに則したポツダム宣言から見ても、講和の条件を討議する会議には決してならない。平和条約は新たな事態をつくるというより、占領中の既成事実を確認するようなものになるだろう。そうであれば、条約の内容は、占領中に徐々に固まるともいえるので、GHQとの日々の接触が同時に講和交渉の意味を持つ。そういう考えから、

「私どもは連合国側との接触到に常に重きを置き、単に日常の事務的折衝の外に、首脳部に対する大局的な話合いを頻繁に行い、相手方の対日理解を得るに努めた。また米国政府及び民間の指導者や、米国以外の連合国の首脳者が来朝する毎に、私自身努めて彼等と接触の機会を求め、日本の実情を認識して貰う様に努力した。このような方

針は相当の効果を収めたものと思つている。⁽⁵²⁾」

吉田は占領下の対米協調の成果を背景に、平和条約が日本と日本国民に受け入れやすいものとなり、日本国民の「自尊心 (amour-propre)」を傷つけるものにはならないよう努力したのである。⁽⁵³⁾

たとえば吉田は、ダレス特使を代表とする米国政府との話合いのなかで、米国側から、軍備制限こそないものの日本の戦争責任を前文に書き込み、極右・テロリスト団体の取締りを条文に入れ、また沖縄の主権放棄をうたった英国政府の平和条約案を⁽⁵⁴⁾（極秘を条件に）見せられ、それに強く反発した。吉田の指示を受けた外務省は、次のように書いて、英国案を採用しないようダレスらに申し入れている。⁽⁵⁵⁾

「英国案は、前文にも最も明瞭に出ているように、無条件降伏をした敵国に対し戦勝国の課する講和条約の性質を有する。かような条約は、必ず、日本国民全体に深い失望感をもたせ、他日のダレス氏の総理に対する話の如く、ヴェルサイユ条約の経験を繰り返すこととなり、折角米国案によって喚起された、連合国と相携えて国際の平和と安全の維持に寄与せんとするその意欲をスポイルするであろう。」

この申し入れのなかの「連合国と相携えて国際の平和と安全の維持に寄与せんとするその意欲をスポイルする」というところは、朝鮮戦争に関して日本が現に行っているような協力も難しくなるといふ警告のようにも受けとれる。外務省は続けて、次のように述べた。敗戦から時間が経ちすべに、

「連合国の占領管理の下に、戦争に起因する諸案件の処理が完了しておる。また日本の非軍事化や民主化の基礎は漸く確立し、今後自らの責任で維持して行こうと決意しておる。英国案はかかる現実の事態の推移と完成を妨げるものである。」

要するに、すでに日本は降伏の条件としてポツダム宣言で求められたことを履行しているのだから、平和条約が懲罰的なものになるのはおかしいし、日本にとっても連合国にとっても有害だというのが日本政府がいたいことだった。吉田は外務省の案文の冒頭欄外に次のように書いている。

「Dilles 氏の考の如く、対敗戦主義はヒットラーを生ぜしめたる過去の歴史によるに平和を永遠ならしむる所以に非らず。まして日本人の性格に考へ唯々右系左系の極端論者の抬頭を誘起する以外何等の益無し。」

吉田と日本政府にとって幸いなことに、米英両国が互いの平和条約草案をすり合わせて作った米英共同草案からは、日本政府が反発した英国草案のなかにあるような懲罰的性格は消えていた。

周知のように吉田は、平和条約の締結にあたって再軍備は行わないという「建前」を貫いた（実際には米国に対して秘かに再軍備を約束した）。むしろそれには再軍備に反対する国内世論への配慮という面もあっただろう。だが吉田がおそらくそれ以上に配慮していたのは、平和条約に懲罰的などころが出るのを避けるということだったと思われる。

というのも、もし日本が講和の時点で、憲法第九条の規定にもかかわらず、再軍備をあからさまに公言していた

ら、日本周辺には日本の再軍備を警戒するオーストラリアのような国もあるので、平和条約のなかに再軍備に対する何らかの制限が盛り込まれる動きが出てくるかもしれないからである。⁽⁵⁶⁾ 吉田の再軍備拒否の「建前」には、憲法遵守を明確にして、平和条約が軍備制限を盛り込む懲罰的なものにならないことを確実にするねらいがあったと考えてよい。その意味で吉田は、憲法第九条とその遵守の「建前」を「ディグニティをそこなわぬ」平和条約を得るための「避雷針」として使った、といえるかもしれない。

平和条約が懲罰的な条約にならないようにするために吉田と外務省がなした努力でもう一つ忘れてならないのは、講和後の日本の安全保障のために必要と考えられた米軍の日本駐留を平和条約のなかに書き込まないよう米国政府に働きかけたことである。外務省の文書はその理由を次のように述べている。

もし平和条約に直接、駐兵の原則が規定されると、日本のための駐兵と書いてあっても強制的駐兵の色彩が出てくる。それは適切ではない。なぜなら、

「第1に永久的性質を有する平和条約に駐兵の規定をおくことは、たとえ駐兵の期間が限定されていても、精神的には半永久的のものとして受容されるであろうし、また、駐兵について、将来かれこれ交渉をする場合、神聖なるべき平和条約自体を問題にするものとして、連合国側がこれを好まないということも起り得よう。第2に、わが国民感情上も駐屯は戦勝国が戦敗国に強制して、自己の都合上、駐屯せしめるのであるとの言辞を誘発しやすく、これはまた、共産陣営の乗ずるところであろうし、反米感情をそそる材料を供することに」

なるだろう。⁽⁵⁷⁾

外務省は米軍駐留を平和条約とは別個の条約に規定することを求めたわけだが、これが結局、日米安全保障条約に結実する。この点では安保条約は、平和条約に米軍駐留を規定させないための条約、そうすることで平和条約のなかに懲罰的にも見える規定を入れないための条約だったともいえる。⁽⁵⁸⁾

さて「帝国」独立の基本的な条件になるのは、敗戦まで大日本帝国が保有していた領土の再編である。サンフランシスコ平和条約は第一条において戦争の終了と日本の主権回復を規定した後、第二条六項のうち (a) (b) (c) (d) (f) の五項で、日本が主権を失う朝鮮、台湾、千島および樺太などの領土について規定し、⁽⁵⁹⁾ また第三条で、主権は残るが施政権を米国が持つことになる沖縄、小笠原諸島について規定している。

日本は第二条により、それまでの領土の四五%を失った。まずその (a) 項で朝鮮の独立を認めている。

「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

「すべての権利、権原及び請求権」を放棄した朝鮮の範囲のなかには濟州島、巨文島、鬱陵島が含まれているが、これらは戦前、朝鮮総督府の行政管理下にあった島である。そうではない竹島も含まれるというような解釈には無理がある。⁽⁶⁰⁾

次に (b) 項では台湾および澎湖諸島を放棄している。

「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

日本が「権利、権原及び請求権を放棄」した後の帰属先については書かれていない。その理由は、先にも触れたように、連合国（米英）の間に、中華民国、中華人民共和国のどちらを正当な中国の代表と見るかについて意見の相違があったからである。ただし日本は、中華民国と結んだ日華平和条約（一九五二年）第二条において、台湾と澎湖諸島の放棄を確認している。ちなみに、サンフランシスコ平和条約の第二条（f）項の規定によって日本は、一九三九年三月に台湾高雄市の管轄に編入した新南群島（南沙諸島）の「権利、権原及び請求権」も放棄したことになっているが、そのことも日華平和条約で確認した。

この（a）項、（b）項（および（f）項）で決まった朝鮮の独立、台湾の放棄は、その後の両者との安全保障関係、経済関係の発展を考えると、結果的には、日本を大日本帝国の負担から解放し、「帝国」再生のプラスになる条項だったといえるだろう。

ポツダム宣言の第八項は、戦後の領土処理について、

「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」

と定めている。

この第八項の前半にある「カイロ」宣言の履行については、いま見た第二条の（a）項、（b）項および（f）項、そして、たとえばパラオ諸島など南洋委任統治領の放棄を定めた（d）項で処理された。⁶¹（c）項は後半にいう「我等ノ決定スル諸小島」に關係する処理である。

「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

いうまでもなく、ルースベルトとスターリンの間のヤルタ密約に基づく領土処理から生じた条項である。ポツダム宣言が出された時に、その密約の存在は明らかでなく、またその密約は米英の大西洋憲章（一九四一年八月、ソ連も支持）と連合国共同宣言（一九四二年一月、ソ連も参加）の領土不拡大方針に反するものだった。吉田は平和条約受諾演説ではつきり不満を述べた。

「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によつて奪取したものだとのソ連全権の主張に対しては抗議いたしません。日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアも何ら異議を挿さなかつたのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。1875年5月7日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります。事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計つたのであります。その後樺太南部は1905年9月5日ルーズヴェルトアメリカ合衆国大統領の仲介によつて結ばれたポーツマス平和条約で日本領となつたのであります。千島列島及び樺太南部は、日本降伏直後の1945年9月20日一方的にソ連領に収容されたのであります。」

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままです。」

吉田が示した日本の不満⁽⁶²⁾は、日本が放棄する千島、南樺太の帰属先が（台湾、澎湖諸島の場合と同じく）条約に示されていないこと、また講和会議には出席したソ連が平和条約に調印せず、したがってこの条約から「いかなる権利、権原又は利益」も得ることができなくなった（第二五条の規定による）こと、さらにはこの条約で日本が放棄していない齒舞諸島、色丹島をソ連が占拠し続けたことなどから、北方領土問題を生み出し、戦後七五年が経つたいまも、日本の領土確定を細部において不完全なものにしている。

とはいえ、平和条約第二条により、戦後日本の「帝国」領は、日清戦争を終わらせた下関条約（一八九五年四月一七日）以前の大日本帝国の領土から、千島列島の一部または全部を引いたもので確定した、ということではできるだけ。北海道に属する齒舞諸島、色丹島に対するロシアの、および島根県に属する竹島に対する韓国の不法占拠は未だ解消されていない。だがそれは日本から見れば、サンフランシスコ平和条約そのものの問題というより、この平和条約の規定を無視する国々との関係の問題といえるだろう。

平和条約の第三条はボツダム宣言にいう「吾等ノ決定スル諸小島」のなかに沖繩と小笠原も含まれることを明らかにするものだった。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

米国が日本との講和後も沖縄と小笠原を施政権下において軍事基地を自由に使用するつもりだったために、わがりにくい表現になっているが、この条文自体に条約発効後の沖縄、小笠原諸島の主権に関する言及はない。そのため主権は日本に残る、つまり日本は主権を放棄していないと解釈できる。だがそのことは別にして、サンフランシスコ講和会議における米英両全権の説明は、主権が日本に残ること——ダレスはそれを「残存主権」(residual sovereignty)と呼んだ——を明確にした。吉田はその条約受諾演説において両全権の説明を「多大の喜をもつて諒承する」と述べている。沖縄の施政権は一九七二年、小笠原のそれは一九六七年に返還された。どちらも(とくに沖縄返還は)安保条約との関連が深い、そのことは三章で触れる。

ちなみに第三条は、尖閣諸島が「吾等ノ決定スル諸小島」に含まれることも明らかにした。尖閣諸島は沖縄県石垣市に属し、南西諸島の一部を構成するからである。米国はこの第三条によって維持した施政権に基づき尖閣諸島の一部を射撃場として利用するなどした。ポツダム宣言は「カイロ宣言」の履行を求め、その「カイロ宣言」は、「日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域」を中華民国に返還することが米英中三国の目的だとしている。それにもかかわらず、この第三条によって尖閣諸島の主権が日本に残ったということは、米英と連合国が、下関条約の三か月前、一八九五年一月一四日に日本に編入された尖閣諸島は日本が中国から奪ったものとは考えなかったことを意味するのだろう。中華民国は平和条約の当事者ではないが、日華平和条約締結の際(一九五二年四月二八日)に、このサンフランシスコ平和条約第三条に異議を唱えることはなかった。

日本の賠償を規定する第十四条(前述)(a)項二には、連合国が日本人と日本国が連合国内に持つ「財産、権利及び利益」を差し押さえて処分することができる旨の規定がある。この規定にもっとも利害関係があるのは本来中国であるが、中国は中華人民共和国も中華民国もどちらも講和会議に参加しておらず、当然ながらこの条約の署

名国でもないので、ソ連同様、この条約にいう「連合国」とは見なされない。

だが実際上の問題として、この規定は中国が中国内にある日本の資産や権益を没収することを当然視する条文といえよう。ちなみに日華平和条約の合意議事録は、中華民国が役務賠償を自発的に放棄したので、サンフランシスコ平和条約第一四条に基づき日本から受ける利益は同条の（a）項二が規定する日本国の在外資産だけであるとする旨を確認している⁽⁶⁵⁾。大日本帝国は中国内を持つ自国の権益を武力行使に訴えても守ろうとして、中国との戦争になった。そのため見方によつては、この権益放棄は「帝国」再生の最も重要な条件の一つともいえるだろう。

中国における資産と権益の放棄、そしてサンフランシスコ平和条約では中華人民共和国との国交回復ができなかったことは、講和独立後の日本と中国大陸の経済関係が戦前のようなものではなくなることを意味していた。

そのことが日本経済の復興にもたらす懸念は大きかった。だが結果的に日本経済は、中国大陸との関係がほぼ遮断されても、米国と自由世界が主導した戦後世界経済の発展のなかで復興し、高度経済成長を実現することができた。戦前、戦時の閉鎖性が破られ、一般の工業技術と石油をはじめとする資源が国境を越えて自由に取り引きさる、そういう世界経済の新しい体制のなかで、日本は戦前にはるかにまさる繁栄を享受することになるのである⁽⁶⁶⁾。

その繁栄はもちろん、日本産業の技術発展と世界市場における競争力にかかっていた。戦前のように中国から原料を安く買って低品質な消費財を比較的高く売るやり方では通用しないので変革が必要なのは明らかだった。もし中国大陸との経済的遮断がその変革をいやおうなく促すところがあったとすれば、それは「帝国」の経済的繁栄にかえてプラスになったともいえよう。世界一の経済大国である米国は、日本が戦前のような中国大陸との経済関係を続けていけなくても、自由世界のなかで経済的に発展できるようGATT（関税と貿易に関する一般協定）加盟支援などで日本を助けた。

しかしサンフランシスコ平和条約で、中華人民共和国、そしてソ連との講和ができなかったことは、戦後の「帝国」の進路に関する国内世論の大きな分裂というマイナスを生んだ。平和条約に反対する人々は、連合国のうち中華人民共和国、ソ連など社会主義陣営の国々を除いて、米英など自由主義陣営の国々とだけ講和し、講和後も米軍基地を日本に置くのは、東西冷戦を激化させるだけである。日本は安全のためにも、また中国と経済的に切り離されて経済的自立が困難になることを避けるためにも、さらには戦争の反省という観点からも、東西冷戦を緩和させるための中立不可侵政策をとるべきだ、と論じた。⁽⁶⁸⁾

この全面講和論とそれに対する多数講和論（単独講和論）との対立は、後に中立主義か日米安保かという国内世論の激しい対立につながることになる。晩年の吉田茂はそのことを、国民のなかに「二つの日本」が生まれ、国民の間に目に見えない「三十八度線」が引かれていると嘆いた。⁽⁶⁹⁾

だが吉田の死後、一九七〇年代になると、沖縄の施政権が返還され、中華人民共和国との関係正常化がなり、またベトナム戦争が終わったことで安保条約への批判は弱まり、日本の「三十八度線」はあいまいになった。また世論の対立があっても、日本がサンフランシスコ平和条約を生み出した「對米協調ニ徹シ」た路線からはずれ、「帝国」の再生が妨げられるということはなかった。

ただそれでも、平和条約および安保条約の締結における世論の分裂は、その後も、戦争と戦後処理に関する歴史認識の問題や、日米同盟のあり方についての議論などにかたちを変えて続き、国内政治を揺るがし続けることになる。

(45) 外務省『日本外交文書——平和条約の締結に関する調書（第四冊）』（外務省、二〇〇二年、以下『調書（四）』等に略）一七五頁。

(46) 平和条約の全文は、たとえば「データベース『世界と日本』(代表田中明彦)を参照。 <https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T1J.html>

(47) 受諾演説の全文は、「データベース『世界と日本』」 <https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19510907.S1J.html>

(48) この点に関連することだが、平和条約第一条に東京裁判などの「裁判を受諾する」という文言があることをもって、これは東京裁判の正当性を認め、戦争責任を間接的に認める条文ではないかと論じる向きもあるが、まったくの誤解である。この第一条はあくまで、いわゆる戦犯のうち条約締結時に日本国内で服役中の者の取り扱いに関する条文であった(この条文により日本は勝手に服役者を釈放したり減刑したりすることができなくなった)。条約形成過程に関する日米英の外交文書のなかに、第一条が戦争責任の問題と関連していた、と考えさせるようなものは存在しない。もし間接的であれば戦争責任を認める条文であったとしたら、日華平和条約の締結時に中華民国政府がこの条文の適用を除外するはずはない。詳しくは坂元一哉「サンフランシスコ平和条約の外交史的研究」(平成15—16年度科学研究費補助金基盤研究費(C)(2))研究成果報告書、二〇〇六年三月)、同「平和条約と『東京裁判受諾』論争が欠く外交史的視点」『正論』二〇〇五年、九月号を参照されたい。なお平和条約第一条の条文は次のとおり。

「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている物を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。」

(49) サンフランシスコ平和条約の賠償制度は全体として取り立てて寛大というわけではなく、在外資産の没収については、連合国下の日本の資産はもちろん中立国や旧枢軸国内の資産まで清算して賠償にあてるところなど「前例がないほど苛酷」とする国際法学者の見解もあった。山下康雄「請求権及び財産——賠償・補償制度の概要」国際法学会編『平和条約の総合研究(下)』(有斐閣、一九五二年、第七章)六三—四頁。

(50) 幣原喜重郎は終戦の年の九月に「終戦善後策」という覚え書きを書いているが、そのなかに「凡そ列国間の関係に百

- 年の友なく、又百年の敵なし……(中略)……戦時に抗争対立せる諸国間にも追て時局の進展に従ひ相互の協力支持を要する問題に直面することあるべく、我施策宜しきを得るに於ては、今日の敵を転じて明日の友となすこと必ずしも難しからず」とあるのは興味深い。『幣原喜重郎』五四九頁。
- (51) 江藤、前掲書、五八頁。
- (52) 吉田茂『回想十年(中)』(中公文庫、一九九八年)二一七―一八頁。
- (53) 吉田は、一九五一年一月二九日、平和条約締結に関する話合いのために来日したダレスとの会談において、開口一番「自尊心(amour-propre)」を傷つけなごこの重要性を訴えた。Foreign Relations of the United States: 1951, VI, part I (G.P.O., 1977), p. 827.
- (54) 英国草案の全文は、FJ 1022/222, FO371/92538, National Archives, London
- (55) 英国草案の概要とそれに対する吉田の反応については、『調書(二)』四四―一五八頁、六二六―七頁。
- (56) 吉田と日本政府はダレスに対して再軍備がすぐにできない理由として戦争で疲弊した大衆の感情や経済問題などとともに軍国主義復活の懸念などをあげたが、その際「わが近隣諸国が日本からの侵略の再現を恐れていることは、蔽たる事実である」と指摘している。「わが方見解」(一九五一年一月三〇日)、細谷千博編『日米関係資料集 1945―1997』(東京大学出版会、一九九九年)八五頁。『調書(二)』一四一頁。
- (57) 「安全保障に関する日米条約説明書」(一九五〇年一〇月一日)『調書(一)』六八四頁。
- (58) 平和条約の中には連合国が「日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができること」を承認することだけが規定された(五五条)。
- (59) ちなみに(e)項は日本が南極地域に関して持つ請求権を放棄することを規定している。
- (60) 韓国政府はそういう解釈をとっているようだが、同国はこの条約の当事国ではない。仮に当事国だったとしても、そういう解釈を成り立たせるためには、条約締結時に日本がたしかに竹島も放棄する意思を持っていた、とする証拠が必要になる。サンフランシスコ平和条約は第二三条の規定により日本の批准がなければ発効しない条約だった。もし政府が第二条(a)で日本が放棄する領域のなかに竹島も含まれる、などと考えていたとすれば、その重要性から見て、当然国会

の批准審議で説明しなければならなかっただろう。

(61) 「カイロ宣言」は一九四三年一月に開かれた米英中三国の首脳会談後に発表された文書で、その中には台湾、澎湖島および「日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域」の返還、朝鮮の独立が盛り込まれていた。またこの文書には「第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼」の剥奪も盛り込まれている。サンフランシスコ平和条約第二条(d)項の文言は以下の通り。「日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。」

(62) 吉田は不満を述べた後は、「既に条約を受諾した以上は、誠意を以て、これが義務を履行せんとする決意」だと述べている。

(63) 吉田茂はその回顧録『回想十年』（初出は新潮社から、全四巻、一九五七―八八年にかけて刊行）のなかで、この問題の解決には国際会議が必要であるとして、次のように述べている。「結局、南樺太、千島列島は、サンフランシスコ条約に関する限り、決してソ連の領有を認めてはいないのであって、従つてこれら地域の現状は、ソ連の戦時占領のままとなつていと解するのが、本筋だと思ふ。況んや歴然と北海道の一部である色丹、歯舞両島についてはもちろん、日本固有の領土として古くから公認されていた南千島に関しては、本来ソ連の占領部隊の撤退をこそ日本は要求すべきであつて、今さら『返還』を求むべき性質のものではない。要するに北辺の領土問題は、他日機あらば国際会議によつて決せらるべき筋合いのものであることは、サンフランシスコ会議の経緯からいつても当然なのである。この点は今後ともわが官民の念頭に置くべきことであらう。」吉田茂『回想十年（中）』二六六―六七頁。

(64) ダレスは講和会議の場で次のように第三条の規定を説明している。「第三条は琉球諸島及び日本の南及び南東の諸島を取扱つています。これらの諸島は、降伏以来合衆国の単独行政権の下にあります。若干の連合国は、合衆国主権のためにこれらの諸島に対する主権を日本が放棄することを本条約に規定することを力説しました。他の諸国は、これ等の諸島は日本に完全に復帰せしめられるべきであると提議しました。連合国のこの意見の相違にも拘わらず、合衆国は、最善の方法は、合衆国を施政権者とする合衆国信託統治の下にこれらの諸島を置くことを可能にし、日本に残存主権を許すことであると感じました」外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 調印・発効』（二〇〇九年）六九頁。英国の

ヤンガー (K. C. Younger) 全権は演説で平和条約は「日本からこれらの諸島〔琉球諸島〕の主権を取り去るものでない」と明言している。『調書(四)』、二〇〇頁。

(65) 日華平和条約の全文(合意議事録を含む)は「データベース『世界と日本』」<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19520428TJ.html>

ちなみに、日中国交正常化時の日中共同声明(一九七二年)第五項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」とうたっている。日中共同声明の全文は「データベース『世界と日本』」<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19720929DJ.html>

(66) 戦後日本の経済発展については、内野達郎『戦後日本経済史』(講談社学術文庫、一九七八年)を参照。

(67) サンフランシスコ平和条約成立後の日本は、ソ連とは一九五六年の日ソ共同宣言、中華人民共和国とは一九七二年の日中共同声明によって講和し、関係を正常化した。なお日中共同声明により、中華民国との講和を決めた一九五二年の日華平和条約は失効した。

(68) その代表的議論は、平和問題談話会「講和問題についての平和問題談話会声明」(一九五〇年一月一五日)、大嶽編『資料集』、三六二―四頁。

(69) 吉田茂『世界と日本』(中公文庫、一九九一年、初出は番長書房、一九六三年)一八四頁。

第三章 安保条約と「帝国」の安全

大日本帝国憲法の改正は「帝国」生存のための「避雷針」として必要な改正であり、この改正に代表される国内制度の大改革は、「和解と信頼」(ダレス)、「国のデイクニティをそこなわぬ」(吉田)平和条約による「帝国」独立の前提条件になった。平和条約が、中ソ両国など共産主義陣営との講和をもたらさなかったことは「帝国」繁栄の妨げにはならなかった。だが改正された憲法の第九条は、国際紛争解決のための戦争放棄だけでなく、戦力の放棄もうたっている。それでいかにして講和独立後の「帝国」の安全は確保できるのだろうか。

この「帝国」の安全の問題は、結果的に、朝鮮戦争の衝撃と米国の意向に左右されることになった。戦後すぐの米国にとって、日本に関する安全保障の問題はもちろん、日本「のための」安全保障ではなく、日本「に対する」安全保障の問題であり、米国は日本の復讐戦を避けるために、憲法改正など日本改造に取り組んだ。

だが戦後一、二年のうちに日本の非軍事化と民主化（ポツダム宣言にいう「民主主義的傾向ノ復活強化」）が順調に進み、他方で米ソ冷戦が、つまり連合国の分裂がはじまると、日本「のための」安全保障が重要になり、米国は占領政策の重点を非軍事化と民主化から日本の政治経済的な復興に移すようになる。米政府内では朝鮮戦争がはじまる前からすでに、米国の安全保障にとっての日本の戦略的価値は理解されていた。⁽⁷⁰⁾日本は米国の太平洋防衛にとって欠かせない島嶼防禦線（アチソン・ライン）の重要な一角であり、冷戦政策の立役者ケナン（ジョージ・ケナン）国務省政策企画室長も認めたように、その潜在的な工業力などから冷戦の帰趨に大きく影響する国だった。朝鮮戦争がはじまると、誰の目にも、冷戦下における「日本の」安全は「米国の」安全でもあることが明確になった。日本の基地がなければ米国は朝鮮戦争には勝てない。朝鮮戦争に勝てなければ、アジア全体に共産主義の勢力拡大を招き、太平洋の安全も危うくなる。それでは何のための日米戦争だったのかということになってしまうのである。

米国が日本と平和条約について話し合うためにダレス特使以下、米国政府の代表団を送ってくるその一か月前、日本政府のなかには次のような情勢分析があった。⁽⁷¹⁾

「現在の米当局の気持は、講和条約の問題は既存の事実を整える程度を余り多く出てないので、この点は日本側の気持のいいように決めていいが、それよりも更に更に差迫った問題は、日本を事実上東亜の反共安定勢力とし

て急速に育成することで、そのためにはどうしたらよいか差当り何から手をつけるべきかということであると存じます。」

米国政府は、平和条約の形式より、今後の安全保障のことを重視しているとの分析である。

この分析はさらに、朝鮮戦争によって「窮境」にある米国の代表団は「とに角せつば詰まつた処で友を求める気持ちで来る」のだから、日本は「この際相当の心構えをして」煮え切らぬ態度は極力避け、「真に米国の友として真心をもつて応接」すべきだと続けている。

この分析のなかの、日本を「東亜の反共安定勢力」として急速に育成するという米国の意向にそつた取り決めによって、講和後の「帝国」の安全保障は確保されることになる。具体的には、講和後も米軍が日本に駐留し日本の安全を守るとともに、米国は日本に置く基地と米軍を、日本を含む極東の平和と安全のために使うという取り決めすなわち、日米安全保障条約（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約）によってである。

戦後すぐの日本政府は、将来の自国の安全保障を国連の安全保障に頼つた中立国になることで果たそうと考えていた。だが冷戦がはじまつて国連が期待されたようには動かないことが明白になると、ともかく当面は米軍駐留によって国の安全を守るしかない、との考えが有力になる。吉田は、米国が講和後も、日本に基地をおきたい意向を持っているのを知り、講和を促進する思惑もあつて、基地貸与を米国政府に申し出た。⁷²朝鮮戦争が勃発するおよそ二か月前のことである。

第二章で述べたように、日本政府は、その米軍駐留が平和条約に書き込まれないようにすることを米国政府に求めたが、それ以外にも米軍駐留を対等な主権国家間の関係にふさわしいかたちで取り決めるよう求めている。米

が、日本の安全は太平洋の安全、太平洋の安全は米国の安全とみなして、日本と太平洋の安全のために対等な立場で協力する。日本は米国に基地を貸し、米国は日本の防衛を約束する。それを国連憲章の集団的自衛の関係で説明する、といったかたちの取り決めである。だが米国政府は、そういう日本の求めには応じなかった。

安保条約はあくまで、いまだに「無責任な軍国主義」（条約前文にある言葉、ポツダム宣言ではこの言葉は日本を非難する言葉だったが、安保条約ではソ連と共産主義陣営を意味する）がはびこるなか、講和の時点で自衛のための手段を持っていない日本に対する、米国のいわば好意のあらわれとしての「暫定措置」として設定された。その第一条は次のように規定している。

「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。」

この条文は、日本が基地を貸与する義務を負うのに米国の日本防衛義務ははっきりしない片務的な不平等条約であるとして、講和後の日本国内で強く批判されることになる。自衛隊が創設（一九五四年）され、経済復興が進み、ソ連と国交回復（一九五六年）し、国連にも加盟（同年）した日本で、そういう批判が高まっていくのを見過ごせば、日本を「東亜の反共安定勢力」として育成することはできなくなる。米国の極東戦略、ひいては世界戦略に欠

かせない基地を失う可能性も出てくる。そう判断した米国政府は、安保改定（一九六〇年）に踏み切った。

安保条約のかたちをほぼ講和時の日本の要望に合わせる改定である。改定といっても、旧条約を無効化する（旧条約第九条に明記）新条約の制定だった。新安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）は、日米両国が「極東における国際の平和及び安全の維持」に関心を持ち、日本は米国に基地を貸し（第六条）、米国は日本の防衛に協力する（第五条）、そして日本は在日米軍の防衛に協力する（第五条）という意味で双務性が明確な相互条約になった。旧条約があくまで日本の安全のための条約という建前だったのに対し、新条約は日米両国が「極東における国際の平和及安全の維持に共通の関心を有する」（前文）から協力しあうという形になっている。⁽⁷³⁾

戦後日本が日米安保条約によってその安全を守ったことについて、安保条約は憲法第九条とセットになっていると整理されることが多い。これは、第九条が自国の防衛を安保条約に頼る現実的な必要性を明確にしているという意味では正しい。だがこの整理は、第九条がなければ、戦後日本は自国の防衛を自国で全うできるようになっただかもしれない、という誤った印象を与えるところもある。

実際には、憲法第九条があってもなくても、戦後日本の自衛は安保条約のような国際協力なしには全うできないものだった。そしてそのことは、「帝国」の自衛を大日本帝国の自衛と分ける最大の特徴でもある。

大日本帝国における自衛は、国家の安全は国土の防衛だけではなく、国土の防衛に密接な関係にある場所の防衛も必要との考えに基づく自衛だった。元老山縣有朋の有名な意見書（「外交政略論」、一八九〇年）の表現を借りれば、「主権線」「利益線」の両方を自分で守らなければ自衛にならない、という考え方である。

「国家独立自衛ノ道ニツアリ一ニ曰ク主権線ヲ守禦シ他人ノ侵害ヲ容レス二ニ曰ク利益線ヲ防護シ自己ノ形勝ヲ失ハス何ヲカ主権線ト謂フ疆土是レナリ何ヲカ利益線ト謂フ隣国接触ノ勢我カ主権線ノ安危ト緊シク相関係スルノ区域是レナリ」⁽⁷⁴⁾

「利益線」の防衛は必ずしも戦争による必要はない。その中立化でもよい。だがともかく、巨大な敵対勢力が「利益線」を押さえることになれば日本の自衛は危うくなる。

そういう考えを前提にして大日本帝国は一八九四年（大日本帝国憲法発効の四年後）、朝鮮半島の混乱（東学党の乱）に際して、朝鮮半島における「日清両国の権力平均」（陸奥宗光）のために出兵し、結局、清との戦争になった。いうまでもなく日本はこの戦争の結果、海外に領土を持つ帝国になる。

これに対して戦後の「帝国」は、一九五〇年（日本国憲法発効の三年後）、朝鮮半島の混乱（朝鮮戦争勃発）に際して、朝鮮半島の安全のための行動を、米軍を中心とする国連軍に任せ、自らは（極秘のうちに）行った機雷掃海を除いて）、基地貸与などの後方支援しか行わなかった。マッカーサーの指令によって警察予備隊をつくったが、それはあくまで「主権線」の治安を守るための実力組織だった。この警察予備隊の創設後、米国の圧力もあり、「帝国」は、憲法第九条の戦力放棄にもかかわらず、保安隊（一九五二年）、そしてそれを発展させた自衛隊（一九五四年）をつくって、自衛のための実力組織を強化していく。

だがその実力組織は「利益線」の安全のために直接使えるものではなかった。「利益線」の安全を含めた自衛となれば、海外派兵（朝鮮半島への派兵）が必要になる。だがそれは、戦争に倦んだ戦後の「帝国」の国民が許さないものであったし、無理にそれをやろうとすれば「主権線」の安全のための実力組織の創設と維持すらも政治的に

危うくなる。それに戦後の国際環境の変化と軍事技術の発展は、仮に講和後の日本が相当の軍事力を持つ努力を厭わなかったとしても、「主権線」はともかく、「利益線」の安全までも独力で守ることを許すようなものではなくなっていた。

したがって一九五四年六月、自衛隊創設にあたって参議院が、「現行憲法の条章とわが国民の熾烈なる平和愛好精神」に照らして自衛隊の「海外出動」を行わないとの決議を出し、政府が「海外出動」できないという意味で集団的自衛権の行使は憲法上できない、との説明を行ったのは、後に混乱を生むことになるとはいえず、当時としては当然のことだったといえるだろう。

それはまさに新しい「帝国」の自衛のあり方を明確にするものだった。「利益線」の安全については、安保条約を結び、米軍の日本駐留を許して、米国の極東におけるプレゼンス、とりわけ朝鮮半島におけるそれを支えることで守る。「主権線」の安全については、米軍駐留の力も借りるが、再軍備を行って自力でできるようにする。一九五一年一月、平和条約の話合いで来日したダレス米特使らに対して日本政府は、講和後の安全保障は、「国内の安全」は自力で、だが「対外的安全保障」は米国などとの協力で行うという考えを示したが、この「国内」と「対外」の安全の区別は、「主権線」と「利益線」の安全の区別に重なるところがあつたと思われる。

いずれにしても、戦後日本「帝国」の自衛は、他国（米国）との安全保障協力を前提とするものになった。この点、「帝国」の安全保障を考える際には、安保条約が、平和条約で日本が手放した大日本帝国の領土のうち、朝鮮半島南部と台湾の安全保障を事実上支える条約であることを忘れてはならないだろう。⁽⁷⁸⁾

以上見たように、戦後の「帝国」の安全に日米安全保障条約が欠かせないものであつたことは間違いない。同時にこの条約は、「帝国」の独立を決めたサンフランシスコ平和条約の成立にも欠かせないものだった。安保条約が

担保する米軍の駐留継続なしに、米国が寛大な平和条約によって日本の占領を解くことはなかったであろう。一九五〇年一月に公表された米国の対日講和七原則の四は次のように記している。対日平和条約は、

「国際連合が実効的責任を負担するというような満足すべき別途の安全保障取極が成立するまで、日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国及び、恐らくは、その他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在することを考慮する。⁽⁷⁹⁾」

ここでいう「日本国の施設」と「合衆国の軍隊」との間の「継続的協力的責任」というのは要するに、講和後も米軍が日本に駐留するということである。米国政府は日本との講和にあたって「日本のどこであれ、必要と思われる期間、必要と思われるだけの軍隊」をおく権利を求めたのである。⁽⁸⁰⁾

外務省の条約局長として平和条約と安保条約の締結交渉にあたった西村熊雄は後に、「日本国の施設」と「合衆国の軍隊」との協力のことを「物と人との協力」と言い表した。⁽⁸¹⁾ 旧安保条約における日米安全保障協力の基本を簡潔に述べた表現だが、この「物と人との協力」が平和条約の成立に欠かせないものであったことは、西村が作成した、「平和条約の締結に関する調書」の印象的な文言からも知ることができる。

「かようにして、平和条約によつて日本が独立を回復した暁においても自国軍隊が日本に駐在するであろうことが確実になつた後、はじめて先方「米国側」はいかような構想の平和条約案をたずさえて連合国と折衝を開始しようとしているかを明らかにした。その条約案はきわめて公正寛大で交渉当事者の感銘は大きかつた」⁽⁸²⁾

もし安保条約がなければ、占領は長引かざるを得なかっただろう。むしろ米国も連合国もいつまでも日本占領を続けるわけにはいかないのだ、いつか占領は終わったであろう。だがその場合の平和条約がサンフランシスコ平和条約のように公正寛大であったとは考えにくい。どのような条約になっていたかは推測するしかないが、沖縄の主権が日本に残るような条約にはならなかったのではなからうか。

朝鮮戦争が勃発する少し前まで、マッカーサー元帥は戦後の日本の安全保障は、日本の中立化、日本が「太平洋のスイス」になることで守ることができると考えていた。その考えの前提には、米国が沖縄を永久支配し、空軍基地として要塞化すれば、極東にのみをきかせるのに十分なプレゼンスになるという戦略観があった。⁽⁸³⁾ 占領下にある日本政府としてはそういう戦略観が日本からの沖縄切り離しにつながることを警戒しなければならなかった。

一九四七年九月一九日、昭和天皇の御用掛、寺崎英成（外務省出身）は、ウィリアム・シーボルト駐日政治顧問を訪ね、沖縄に関する昭和天皇からのメッセージを伝えている。⁽⁸⁴⁾ シーボルトが残した記録によれば、昭和天皇は寺崎の口を通じ、米国が講和後、沖縄の「主権を日本に残したまま」、長期租借方式で「軍事占領」を「二五年ないし五〇年、またはそれ以上」続けることを求めた。天皇の考えでは、それは米国の利益にもなり、日本の防衛にもなることだった。あくまで「租借」(Lease)なので、米国が沖縄に恒久的な野心を持っていない、と日本人に確信させることにもなる。

このいわゆる「天皇メッセージ」はシーボルト顧問からマッカーサー元帥、そしてアチソン國務長官にも伝えられた。それが米国の対日政策形成にどういった影響を与えたかは不明である。だが昭和天皇の意図が沖縄の主権喪失を防ぐことにあったのはたしかだろう。

「天皇メッセージ」が出されたのと同じころ、外務省のなかでは講和後の日本の安全保障のあり方の選択肢とし

て、米国と「特別の協定」を結び、米軍を日本に駐留させることで安全を確保するというアイデアが生まれていた。⁽⁸⁵⁾ただ、そのアイデアにおいては、米軍は沖縄や小笠原に常時駐留し、日本本土は有事駐留にすることが想定されていた。

しかし実際の安保条約では、本土にも米軍が常時駐留する。西村熊雄は、そうなったのは吉田首相が沖縄も小笠原もすべて日本の領土として残したいとの立場を貫いたからだだった、と証言している。⁽⁸⁶⁾西村は吉田の考えを詳しく説明していない。だがたしかに、米軍が沖縄や小笠原だけに常時駐留することになれば、それだけ両諸島の軍事的価値が上がり、将来の日本への返還が難しくなるに違いない。吉田は、そのことを懸念したのだろう。

沖縄の施政権返還は一九七二年、平和条約とともに安保条約が発効してから二〇年後のことになる。この間、安保条約は改定され、その「物と人との協力」の形は主権国家間の相互協力によりふさわしいものに改められた。米国はその相互協力のかたちのなかに沖縄の基地も組み入れた方が、基地使用のより長期的な安定につながると考えて施政権の返還に応じたと思われる。結果的に米国による沖縄の「租借」は、「天皇メッセージ」が想定した時間よりも短い期間のものになった。

世界最強の軍事力を持つ米国との安全保障協力は、「帝国」の安全を予算面で安上がりなものにし、帝国の経済発展に必要な平和をもたらした。またこの協力は、「帝国」が米国主導の自由世界のなかで、その発展とともに貿易、金融、技術協力などさまざまな面で恩恵を受けることを確実にした。たとえば一九六〇年代GATT加盟後の日本が欧州諸国から受ける差別的待遇の解除のために米国が協力する姿勢をとったのも、日本がNATOとならんで米国の自由主義同盟システムの一環をなす存在だった事に関係しないはずはない。

吉田茂は回顧録のなかで、日本が米国との安全保障協力を選択するその理由について、日本は海洋国家であり、

海外との貿易を通じて国民を養わなければならない。だとすれば、海洋支配の力を持ち、経済的に最も豊かで、自由主義を伝統とする海洋国家である英米両国、とくに戦後はアメリカとの協調が欠かせないと説き、それは主義とか思想とかではなく国民の利益を増進する「近道」だと説いた。⁸⁷⁾

新安保条約の第二条は、NATO条約第二条とほぼ同様の条文だが、まさに「帝国」がこの「近道」を歩むことを示す条文ともいえる。新条約の前文にある、日米が「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配」の擁護を希望するとの一節と合わせて、「帝国」が自由主義世界のなかでその安全を全うすることを明らかにしている。

「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。」

実は吉田は平和条約に関するダレスとの話し合いのなかで、日本は、講和後は「米圏」に入りたい、と単刀直入に日本の将来に関する希望を述べている。

「ふたつの世界が対立抗争しておる世界において米国は日本を広い意味で米圏内にインコーポレートして考えてもらいたい。⁸⁸⁾」

新安保条約の第二条は、そういう吉田の希望をその時点までに米国が受け入れていたことを確認する条文といつ

てよい。「米圏」のなかで「帝国」の安全を守るといふ安全保障のあり方が、「帝国」に安全だけでなく、繁栄をもたらしたのは間違いないだろう。

だが、米国のような強大な国との安全保障協力は、ただでさえ、強い相手に対して対等を求める人間の心情からの反発を生みやすい。しかも安保条約は、米軍の日本駐留を前提にする条約であり、独立国としての自尊心を傷つける問題を引き起こしやすい条約だった。仮にそれがなくても、日本が強大な米国の力に頼るばかりとなれば、日本は独立心を奪い、国家の活力を失うということになりかねない。

この点は、対日講和七原則で「施設」と「軍隊」の協力、すなわち「物と人との協力」という考え方が示された時に外務省が危惧したことでもあった。外務省の講和準備文書（「対日講和七原則に対する所見」一九五一年一月五日）は次のように述べている。⁽⁸⁹⁾

「1国の安全保障の第1の前提は、いうまでもなく、国民みずから自己の国を平和と安全のうちに保持しようとする強烈な愛国心が国民の間に自発的にわき起り且つ存在することである。」

「一国の施設と他国の軍隊との間の協力によつてその国の安全保障が完全なるを得ようとは考えられない。平等のパートナーとして国と国との間に安全保障のための協力関係が成立することによつて、初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の所期の目的は達成しうるであろう。」

ここでいう「平等のパートナー」という文言は、日本政府がダレスらに渡した、対日講和七原則に対する「わが方見解」のなかでも使われている。⁽⁹⁰⁾ 安保条約締結後の日米の安全保障協力の歴史は、安保改定も含めて、この「平

等のパートナー」の協力にふさわしい形式と実質を求める歴史になるが、それは結局のところ、力の弱い日本が力をつけ、安全保障のための相互協力をより対等なものに変えて行く歴史である。むしろ対等な協力といっても、その協力は、国際情勢、日米の国力と国情、あるいは歴史的経緯を踏まえたものにならざるを得ない。だが少なくとも、日米が「互いの安全」のために「互いに協力」していることは明確にする必要があった。⁽⁹¹⁾

そう考えると、たとえ自衛のためであっても武力行使を目的とした海外派兵はできないということ、集団的自衛権の行使は憲法上一切できない、といういい方で説明したことは、集団的自衛権の権利が、戦後の国際社会において、主権国家が安全保障のために行う相互協力の国際法上の基盤であるだけに、「帝国」と米国の安全保障協力の発展に関する議論を混乱させたように思える。

(70) そのことを端的に示す米国のNSC（国家安全保障会議）文書、NSC四九については、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索「増補版」』（有斐閣、二〇二〇年）一五—一九頁を参照。なお本章全体の記述についても同書を参照されたい。

(71) 倭島英二外務省管理局長「時局に関する件」（一九五〇年二月二十八日）『調書（一）』七七九—八〇頁、七七六—八三頁。

(72) 宮沢喜一『東京—ワシントンの密談』（中公文庫、一九九九年）五五頁。

(73) 安保条約条文の逐条解説については、坂元一哉監修・解説『はじめて読む日米安保条約』（宝島社、二〇一六年）

(74) 「外交政略論」の原文はたとえば、山田朗編『外交資料 近代日本の膨張と侵略』（新日本出版社、一九九七年）七一—四頁。

(75) 陸奥宗光／中塚明校注『蹇蹇録—日清戦争外交秘録—』（岩波文庫、二〇〇五年）二六頁。陸奥は朝鮮について次のように書いている。「朝鮮は徒に旧章を墨守し、また宿弊を除去せず、内乱続起し、竟に自主独立の根基を瓦解し、しばしば累を隣邦に及ぼし、延いて東洋大局の平和を擾乱せんとするの恐れあり、これ我が国は隣邦の情誼においてもまた自衛

の道においても、拱手傍觀する能わず」六八頁、傍点は引用者。

(76) こうした治安組織の必要は、憲法第九条を受け入れた幣原も説くところだった。首相退任後、枢密院の審議（一九四六年五月二九日）で幣原は、次のように述べている。「占領軍撤退後の国内治安が心配である。歴史に徴するも、中央政府の力が弱つたときに源平二氏が現われた。この辺の見込み如何。この質問に対して幣原を継いで首相となっていた吉田は「占領軍撤退後の状態は今日なお予想できない。日本が独立後如何なる形をとるかについては不明であるが、やはり国家として兵力を持つようになるのではないか。それは今日は言えないことである。主権を回復すれば兵力を生ずるのではないかと想像する」と答えている。憲法改正にあたって「戦力放棄」を受け入れても、講和後は国内治安のために、ある程度の兵力は必要というのが幣原や吉田の了解だったようである。ちなみにこの審議において野村吉三郎元駐米大使は、憲法第九条二項の削除を主張した。吉田は「九条は日本の再軍備に対する連合国側の懸念から生れた規定で、修正することは困難である」と答えている。大嶽編『資料集』、一〇七一―八頁。

(77) 「わが方見解」、細谷千博編、前掲書、八四頁。

(78) 沖縄返還に日米の合意ができた後のワシントンでの日米共同声明（一九六九年一月二一日）において佐藤栄作首相は「朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要」であると述べ、また「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素」であると述べている。「データベース世界と日本」<https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19691121.D1.html>

また同日、ナショナル・プレス・クラブで行った演説では、首相は次のように述べた。

「現実の国際社会においてわが国の安全は、極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないのであります。ここに広く極東の安全のために米軍が日本国内の施設、区域を使用するという形での日米協力という安保条約の第2の目的が浮び上つてまいります。わたくしが、この施設・区域の使用に関する事前協議について、日本を含む極東の安全を確保するという見地に立つて同意するか否かを決めることが、わが国の国益に合致するところであると考えられるゆえんもここにあります。

特に韓国に対する武力攻撃が発生することがあれば、これは、わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従つて、万一韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため米軍が日本国内の施設、区域を戦闘作戦行動の発進

基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立つて、事前協議に対し前向きに、かつすみやかに態度を決定する方針であります。

台湾地域での平和の維持もわが国の安全にとつて重要な要素であります。わたくしは、この点で米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しているものであります。万一外部からの武力攻撃に対して、現実に義務が發動されなくてはならない事態が不幸にして生ずるとすれば、そのような事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすものになると考えられます。従つて、米国による台湾防衛義務の履行というようなこととなれば、われわれとしては、わが国益上、さきに述べたような認識をふまえて対処してゆくべきものと考えますが、幸いにしてそのような事態は予見されないのであります。」

「データベース世界と日本」<https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/exdpm/19691121.SJ.html>

(79) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』（鹿島出版会、一九七一年）六七頁。

(80) 坂元、『日米同盟の絆』二二頁。

(81) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』（中公文庫、一九九九年）四七―八頁。

(82) 『調書（二）』一一二頁。

(83) このマッカーサーの考えとそれに対する軍部内の異論については、坂元、『日米同盟の絆』七―二三頁。

(84) このいわゆる「天皇メッセージ」についてはロバート・D・エルドリッジ『沖繩問題の起源——戦後日米関係における沖繩一九四五―一九五二』（名古屋大学出版会、二〇〇三年）一〇五―一二頁を参照。メッセージを伝えるシーボルトの記録は沖繩県公文書館のホームページで入手できる。<https://www.archives.pref.okinawa.jp/wp-content/uploads/Emperors-message.pdf>

(85) この点については、坂元、『日米同盟の絆』一〇―一五頁。

(86) 西村、『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』二〇七頁。

(87) 吉田、『回想十年（上）』、四〇頁。

(88) 『調書（二）』一四四頁。吉田がダレスとの第一回会談（一九五一年一月二九日）の後、会談の様子を外交当局に語ったところによる。この日吉田は、随員なしに一人でダレスを含むアメリカ側との会談に臨んだ。この会談に関する米国側

の記録（注54を参照）のなかには、そういう吉田の発言は見当たらない。

(89) 『調書（一）』八五八―九頁。

(90) 英語は「equal partners」、日本語は「平等の協同者」となっている。細谷編、前掲書、八六頁、八四頁。

(91) この点については、坂元、『日米同盟の絆「増補版」』を参照。とくに三〇九―一〇頁を参照されたい。

おわりに

昭和天皇が平和条約締結時に「平和条約は寛大な条約ではあるが、明治天皇の孫である自分がすべての海外領土を失わねばならないことはつらい」という趣旨のことを吉田首相に述べ、吉田は、いまはそれをいうべき時ではありません、と答えた。そういう吉田の（英国駐日大使館員に対する）内話が英国外交文書（一九五一年九月二〇日付）に残っている。⁽⁹²⁾

たしかに吉田のいうとおりだったかもしれない。敗戦によってすべての海外領土を失った「帝国」日本は、講和独立から四半世紀を過ぎないうちに、沖縄、小笠原の施政権を取り戻し、中華人民共和国との関係を正常化し、平和条約締結時に残された戦後処理の諸問題をはほぼ（北方領土問題を別にして）解決することができた。そのうえで安保条約に守られた自由主義陣営の一員として経済復興し、高度成長を成し遂げ、国民は戦前とは比較にならない平和と繁栄を享受するようになっていた。もちろん、皇室の安泰も守られた。

「はじめに」で引用した鈴木は、

「終戦の詔勅を涙ながらに聴いた国民のうち何人が、二十余年の後、敗戦の灰燼から、不死鳥日本がGNP自由

世界第二の経済大国に更生しようと予想し得たであろうか」

と書いているが、もし講和独立の時点で「帝国」再生のそこまでの成功が予想できるものだったとしたら、昭和天皇の平和条約に対する感想もだいぶ違っていただろう。

ただ、平和条約締結時における明治天皇への「つらい」気持ちをも、敗戦後の日本の改革に対する昭和天皇の後ろ向きな姿勢の現れ、と見ることはできない。敗戦から一年が経った一九四六年八月一日、昭和天皇は敗戦後の歴代の首相（鈴木貫太郎、東久邇宮稔彦、幣原喜重郎、吉田茂）など呼んで茶会を催された。その際の天皇の話を入江相政侍従が日記に残している。⁽⁹³⁾

「一九四六年八月一日（木）

午後七時より終戦一年に因んで当時以後の首相と現内閣の所謂経済閣僚等を召されて花陰亭で御茶のお催し。

……〈中略〉……出御になり先づ聖上より御言葉あり、隣室に於て漏れ承りたる所によれば、朝鮮半島に於ける敗戦の後国内体勢整備の為天智天皇は大化の改新を断行され、その際思ひ切つた唐制の採用があつた、これを範として今後大いに努力してもらひたしといふようなお言葉であつた。誠に恐懼の極みである。」

国家の長い歴史を思い起こしたうえで、こうした昭和天皇の思い切りが、戦後改革と「帝国」再生の重要な鍵の一つになったのは間違いないだろう。

「帝国」再生の条件となつた、日本国憲法、サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約は、まず大日本帝国

憲法を改正してできた日本国憲法が天皇と皇室制度の存続と安全のための、すなわち「帝国」の生存のための「避
雷針」の役割を果たした。その成立過程を見れば日本国憲法は、ポツダム宣言による日本の非軍事化、民主化
（「民主主義的傾向ノ復活強化」という米国を中心とする連合国の要求と、ポツダム宣言受諾の際に日本が求めた
「国体」の護持との間をすり合わせるための、条約のような文書ということもできる。ただ、あくまで憲法として
つくられた文書であるから、条文の解釈や変更は国内問題になる。少なくとも「帝国」独立後はそうだった。

しかし「帝国」独立の条件を定めたサンフランシスコ平和条約は違う。それは連合国四八か国との条約であり、
条文の解釈や変更は大きな国際問題になる。日本が自由にできるものではない。したがって、この平和条約がもし
戦後初期の連合国の占領政策のように懲罰的な基調のものだったなら、それは半永久的に、日本人の自尊心を傷つ
け、「国のデイグニティをそこなう」条約となっただろう。そうなれば、いずれは日本国内に条約廃棄を求める声
が高まり、「帝国」独立後の自由世界での発展にはきわめて重い足かせになったはずである。

平和条約が懲罰的な条約にならなかった背景に、冷戦と朝鮮戦争という国際情勢の大変化があるのは間違いない。
だが日本国憲法による大日本帝国の非軍事化、民主化の徹底がなければ、平和条約が実際にそうであったほど寛大
なものになるのは難しかっただろう。この意味では、日本国憲法は「帝国」生存のための「避雷針」であるばかり
でなく、「帝国」の独立を助ける「避雷針」にもなったといえる。

平和条約で日本は、大日本帝国が持っていたすべての海外領土を失った。また海外資産の喪失を含めた賠償も決
して小さなものではなかった。だが結局、それらのことは「帝国」繁栄の妨げにはならなかった。むしろ、戦後世
界の自由貿易体制の発展を前提にすれば、海外領土を持たない方が経済発展にはよかったということができるし、
賠償も東南アジアへの賠償は、日本の同地域への経済進出を助けるものになった。

「帝国」の安全は、米国との安全保障協力を定めた日米安全保障条約によって守られた。日本国憲法第九条の規定は、大日本帝国のように「主権線」（国土）も「利益線」（国土の安全に深く関係する地域）も独自に守る、というような自衛のあり方を困難にした。安保条約はその意味で日本国憲法を補完する条約といえる。もともと戦後の国際環境と軍事技術の変化は、憲法第九条の有無にかかわらず、「帝国」の安全を他国との安全保障協力なしに全うすることを困難にしていたともいえるだろう。

安保条約は平和条約と別個に結ばれたが、平和条約とセットになる条約であり、米軍の日本駐留を認める安保条約がなければ、一九五一年の時点で平和条約が締結されることはなかつただろう。とくに沖縄の主権を日本に残す形での平和条約は難しかったように思われる。この意味で安保条約は「帝国」独立のための条約でもあった。安保条約と平和条約が別々に結ばれたのは、米軍駐留を平和条約に書き込むことを避けるためだったが、もし書き込んであれば、それは講和後の日本を監視するための駐留というように受けとられ、「帝国」の独立を大きく傷つけていたはずである。この意味でも安保条約は「帝国」の独立を助けた。

たしかに安保条約は、講和後の暫定的な条約として制定され、その当初の形式は主権国家間の対等な協力とはとてもいえない、駐軍協定の色合いが濃い条約であり、日本国内では日本の独立を傷つけると強く批判された。だが安保条約は平和条約とは違い、米国との二国間条約であり、日米の力関係と交渉によってその形式を変えうるものだった。

実際、一九六〇年には相互条約への改定がなされた。それは安保条約に形式的な対等性を付与するための改定だったが、その後の日米双方の努力で、安保条約に基づく日米の安全保障協力は、主権国家間の協力にふさわしい実質的対等性を持つものに発展していった。そうなってはじめて、「帝国」の安全は日米安保条約によって守られ

た、ということの意味が明確になる。すなわち「帝国」の安全は米国との相互協力によって守られたのであって、米国によって守られたわけではない、ということである。

安保条約は独立後の「帝国」が自由世界の一員として生きることが明確にする条約だった。自由世界の一員であることは、日本の安全保障コストを引き下げるだけでなく、海外の市場と資源への独占的あるいは優越的アクセスの維持拡大によって経済発展をはかろうとする帝国主義のコストから、「帝国」を解放した。日本の繁栄が自由世界の繁栄とともにもたらされたことはいうまでもない。

以上のように三つの法と条約が相互に関連しつつ「帝国」再生に果たした役割をまとめたうえで、あらためて戦後の日本外交について考えれば、日本外交が第二章で紹介した外務省文書（一九四五年十月九日）の基本方針通り、「對米協調ニ徹シ相互ノ理解ト信頼感ヲ増大シ帝國更生ノ基礎ヲ強化」すべく努力し、それに成功したのは間違いない。

この点われわれは、戦後の「對米協調ニ徹シ」た外交のなかで、昭和天皇が果たした役割、とくに憲法改正における役割をこれまで以上に評価する必要があるだろう。昭和天皇の意向にもそった幣原喜重郎や吉田茂の「對米協調ニ徹シ」た外交は結果として、日本という国家の「根本特色」を変えることなく、大日本帝国とは違わがちで、すなわち民主主義の経済大国として、日本を世界政治の舞台に復帰させる礎を築いた。そういう「帝国」再生外交の大いなる成功に疑問をさしはさむ余地はないだろう。

もっとも、「帝国」再生の条件となった三つの法と条約をめぐる、国内世論に大きな分裂が生じたことも事実である。憲法については、とくに憲法改正の是非と第九条の解釈に関して、平和条約と安保条約については「對米協調」の是非とそのあり方に関して、また戦争の反省と歴史認識の問題に関して、世論の分裂は時に激しく国内政

治を揺るがした。ここで詳述は避けるが、この世論の分裂によって戦後の日本外交は、かつて高坂正堯が述べたように、国民のまとまった支持が得られないという意味で「馬力の小さい飛行機⁹⁴」となり、低空飛行が常態になってしまった。それが「帝国」再生の外交史的評価をほやけさせたところがある。

未曾有の敗戦と、大日本帝国から戦後の「帝国」への劇的な変化が、国家と国民に与えた衝撃と混乱は巨大であり、世論の分裂にはやむを得ないところがあった。ただその分裂は、時間の経過と国際環境の変化にともない次第に小さくなっていった。戦後七五年が過ぎ、つまり平和が七五年間続き、「帝国」の再生がなつてからおおよそ半世紀が過ぎたいま、そのことに憲法、平和条約、安保条約が一体となって果たした役割を、歴史の問題として客観的に振り返ることができる時代はすでに到来しているといえるだろう。

(92) FJ1022/1419, FO371/92599, The National Archives, London

(93) 入江、前掲書、一一五―一八頁。なお白村江の戦いは六六三年、天智天皇（中大兄皇子）の即位は六六八年、大化の改新の詔は六四六年、近江令は六六八年のことである。

(94) 高坂正堯『海洋国家日本の構想』（中公クラシックス、二〇〇八年、初出は一九六五年）五三頁。